

大刀洗町議会

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会
調査報告書

令和8年3月26日

目次		
第1章	調査の趣旨	1
第2章	特別委員会の設置	1
	1 設置決議	
	2 委員会の定数	
	3 委員長、副委員長及び委員の氏名	
第3章	調査事件	1
	1 調査事件	
第4章	委員会の開催状況	1
第5章	証人、参考人、説明員の出席等	2
第6章	記録、資料の提出	2
第7章	委員派遣	2
第8章	調査の内容と結果	3
	1 調査の位置付け及び調査範囲の整理	3
	2 宿泊費支出に関する調査結果	4
	(1) 偽造宿泊証明書による旅費請求	4
	(2) 内部調査及び処分の問題	5
	(3) 内規変更提案と意思決定手続の確認不能	7
	(4) 内部統制の破綻	8
	3 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）の本質と構造的な問題	9
	(1) 法令遵守原則（地方自治法第2条第14項）との整合欠如	11
	(2) 任意団体成立要件を確認できる資料不存在	12
	(3) 町直営整理と公金管理構造の不整合	13
	(4) 公費支出の根拠整理の欠落	15
	(5) 会計基礎資料不存在による検証不能状態	16
	(6) 事業別区分不存在による収支対応関係の消失	18
	(7) 手数料徴収の根拠不存在	19
	(8) 雑入繰入算定過程不明	21
	(9) インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号使用主体不一致及び税務処理未整理	22
	(10) 制度なき行政運用の継続	24
	(11) 協議会設立後における運営整理となお残る問題	25
	4 監査機能の実質的不作動	28
	5 両事案に共通する行政責任及びガバナンス上の問題	30
第9章	議会調査に対する行政の対応	32
	1 第三者委員会の設置	33
	2 町長記者会見、意見交換会及び専門委員による説明への対応	34
	3 第三者委員会による記録閲覧・複写請求への対応	34
	4 資料提出要求への対応	35
	5 証人喚問並びに町長の不出頭及び再出頭への対応	37
	6 再議の提起	38
第10章	結論及び提言	39
	1 宿泊費不正事案に関する結論及び提言	39

2	大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関する結論及び提言	40
3	両事案に共通する結論及び提言	42
4	拒否	42
5	告発	42
6	調査経費	43

添付文書 1 委員会開催状況

添付文書 2 参考人、証人の出席

添付文書 3 記録、資料の提出

添付文書 4 第三者調査委員会調査報告書（令和 8 年 2 月 20 日）に
対する法的助言者の立場からの補足意見

「大刀洗マルシェかてて」検討結果（令和 3～6 年度）

疑義が生じた宿泊証明書の例

改訂された文書例（出張旅費計算等に係る留意点）

かててに関する適格請求書、通帳、単価契約の例

記録提出請求に対する町長や職員の対応事例

第1章 調査の趣旨

本委員会は、公金の支出に関する事務処理等について疑義が生じたため、必要な事項を調査し事実を明らかにするとともに、行政に対し必要な措置を求めることを目的として調査を実施した。

第2章 特別委員会の設置

1. 設置決議

令和6年12月18日

2. 委員会の定数

5名

3. 委員長、副委員長及び委員の氏名

委員長 古賀 世章

副委員長 白根 美穂

委員 平山 賢治

委員 河野 政之

委員 實藤 量徳

第3章 調査事件

1. 調査事件

- (1) 公金の支出に関する事務について
- (2) 職員の懲戒に関する規程及び運用について
- (3) その他上記に関連する一切の事項

第4章 委員会の開催状況

本委員会は、令和6年12月18日の設置以降、証人喚問、参考人からの意見聴取、記録提出の要求及び調査事項の検証等を行うため、計41回開催した。

委員会の開催状況の詳細については、添付文書1のとおりである。

第5章 証人、参考人、説明員の出席等

本委員会は、地方自治法第100条第1項に基づき証人の出頭を求め、証言を得た。また、必要に応じて関係職員から説明を受け、事実関係の確認を行った。

証人、参考人の出席状況については、添付文書2のとおりである。

第6章 記録、資料の提出

本委員会は、町に対し関係資料の提出を求め、事業運営、会計処理、公費支出、税務処理等に関する資料の確認を行った。

記録提出の要求については、地方自治法第100条の規定に基づき実施しており、その概要は添付文書3のとおりである。

第7章 委員派遣

本委員会は、所管事務調査の一環として、委員派遣を実施し、住民との意見交換を行った。

(1) 実施概要

実施日 令和7年8月24日

時間 午前10時から午前11時45分まで

場所 ドリームセンター2階

(2) 出席者

百条委員 5名（古賀、白根、平山、河野、實藤）

法的助言者 1名（馬奈木昭雄弁護士）

事務局 5名（山田、松岡、稲員、佐田、緒方）

参加者 197名

(3) 実施内容

経過説明（平山委員）

法的助言（馬奈木弁護士）

補足説明（白根副委員長）

意見交換（質疑応答）

第8章 調査の内容と結果

1. 調査の位置付け及び調査範囲の整理

本特別委員会は、令和6年12月18日の議決に基づき設置され、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項に基づく調査等の権限を付与されたものである。

公金は、住民から徴収された税金その他の公的財源を原資として成り立つものであり、その管理及び支出は、法令及び適正な手続に基づいて行われなければならない。公金の適正な管理は、行政に対する住民の信頼の基礎を成すものであるから、その確保は、住民の負託を受けた行政に課された基本的責務である。

本特別委員会の調査は、町職員による偽造宿泊証明書を用いた旅費請求の疑義を端緒として開始した。調査の過程で明らかとなったのは、この宿泊費不正事案が、単なる旅費精算上の個別的瑕疵にとどまらず、公金支出に係る確認手続、内部調査、処分判断及び懲戒規程の運用の実情に関わる問題を含むという点である。

したがって、同事案は、本特別委員会の調査の発端となった事案であると同時に、公金支出及び懲戒規程運用の実態を検証する出発点として位置付けられるものである。

さらに、並行して、大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関し、公費支出の根拠、事業主体、会計処理、売上管理、手数料徴収、一般会計への繰入れ、税務処理及び監査対応について、これらを基礎付ける制度文書、会計資料又は客観的記録を確認することができない状態が継続していたことも判明した。

これらの事項は、宿泊費不正事案とは無関係の別個独立の論点として付加されたものではない。公金支出の適法性及び行政内部の統制の実情を検証する過程において、相互に関連する具体的事項として把握したものである。

よって、本報告書において整理の対象とするのは、宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐって現れた、公金支出、懲戒規程運用、会計処理、事業主体及び監査対応に関する具体的事項である。

本特別委員会の調査は、町政一般を抽象的又は包括的に対象とするものではない。設置議決に基づき付託された調査事項に即して、関連する具体的事実を解明し、その法的評価の前提となる事実関係を明らかにするために行ったものである。

そして、本特別委員会が最終的に認定したのは、個別の支出行為又は個別の処分判断の当否にとどまるものではない。これらの事案を通じて露呈したのは、法的及び制度的基礎付けを欠いたまま行政関与を継続し、その結果として統制不全及び責任の不明確化を招いた行政組織のガバナンス上の問題である。

本報告書は、その事実及び評価を、議会の正式な記録として明らかにするものである。

2. 宿泊費支出に関する調査結果

宿泊を伴う出張に係る宿泊料は、大刀洗町職員の旅費に関する条例に基づく公金支出である。

なお、本項において引用する同条例及び関係規則は、特記のない限り、当該支出又は判断の時点で適用されていたものをいう。

同条例は、宿泊料の定額を出張中の夜数に応じて支給するものとし、旅費の支給を受けようとする者に対し、所定の請求書に必要書類を添えて提出することを求めている。また、必要な添付書類を提出しなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分については、その支給を受けることができないものとしている。

したがって、宿泊の事実及び支給要件に関わる内容を客観的資料によって確認することができるか否かは、公金支出の支出要件そのものである。

本委員会の調査の端緒となったのは、宿泊施設が発行したものではない宿泊証明書を用いた旅費請求であった。

町は、当初、これを1件の事案として把握し対象となる佐々木大輔元課長を、訓告として処理した。

しかし、その後、本委員会が調査を進める中で、同種事案の有無、宿泊実績の確認、発覚後の内部調査の範囲、処分判断の基礎及び旅費事務運用の変更提案に至るまで、佐々木大輔元課長及び部下であった係長も含め相互に関連する複数の問題が存在していたことが明らかとなった。

本委員会は、当該支出を会計課がどのような資料に基づいて認めたのか、疑義発覚後に町がどの範囲まで調査を行ったのか、処分判断をいかなる事実認定の上に置いたのか、さらに、旅費支出の前提資料に関わる運用変更提案について、組織としての意思決定を確認することができるのかという一連の経過全体を検証対象とした。

本項で認定するのは、旅費請求における一件の非違にとどまらず、公金支出の確認機能、発覚後の自己点検機能及び運用統制機能が、連続して作動していたか否かという問題である。

以下、調査により確認した事実及び本委員会が認定した問題点を記載する。

(1) 偽造宿泊証明書による旅費請求

旅費条例に基づく旅費請求においては、宿泊料の支給を受けようとする者は、所定の請求書に必要書類を添えて提出しなければならない。

宿泊証明書は、その必要書類の一つとして、宿泊施設が宿泊の事実を証明するために発行する書類である。

本委員会の調査により確認されたのは少なくとも5件について、佐々木大輔元課長が部下の分についても作成した宿泊証明書を、領収書に代わる必要書類として旅費請求資料に用い、会計課がこれを根拠として宿泊費を支払っていたという事実である。

【確認された事実】

- ◆ 宿泊施設が発行したものではない宿泊証明書が存在していた。
- ◆ 当該証明書は、職員が自ら作成したものであった。
- ◆ 当該証明書を、領収書に代わる必要書類として旅費請求資料に添付していた。
- ◆ 会計課は、当該証明書を根拠として宿泊費を支払った。
- ◆ 宿泊実績を確認することができない宿泊が存在した。

【明らかになった問題点】

職員自らが作成した偽造宿泊証明書を必要書類として用いていたという事実は、宿泊の事実を客観的に証明すべき資料を欠いたまま、公金支出を行っていたことを意味する。

旅費条例は、所定の請求書に必要書類を添えて提出すべきことを定め、必要な添付書類を提出しなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分については、その支給を受けることができないものとしている。

宿泊施設が発行すべき証明書に代えて、佐々木大輔元課長本人が作成した書類を提出し、これを根拠として会計課が宿泊費を支払っていた以上、本件を単なる書類不備又は形式的誤りに矮小化することはできない。

宿泊料の支給は、宿泊の事実及びその確認過程を客観的資料によって裏付けた上で初めて許されるものであるが、本件では、その根拠資料を本人作成文書に置き換えていたのであり、そこでは確認手続の実質が失われていたと認めざるを得ない。

宿泊実績を確認することができない宿泊が存在していた以上、問題は、手続上の瑕疵にとどまらず、実際の支出要件充足そのものに重大な疑義を生じさせる。

したがって、本件は、個別の請求書類の不備として処理し得るものではなく、公金支出の根拠資料の真正性が確保されないまま旅費支出を行っていたという点において、旅費支出管理の根幹を損なう重大な事案である。

本委員会は、以上により、本件を、公金支出の前提資料に対する確認機能が実質的に作動していなかったことを示す事案と認定する。

(2) 内部調査及び処分の問題

宿泊費不正事案について、町は、当初、佐々木大輔元課長 1 件の偽造宿泊証明書による請求を把握し、これを訓告として処理した。

しかし、その後、本委員会が調査を進める中で、同種事案の存在が新たに判明し、町は再調査を行った。

その結果、平成 30 年から令和 2 年までの出張において、佐々木大輔元課長による宿泊証明書の複数回の偽造及び宿泊実績を確認することができない宿泊 2 泊分を認定し、最終的に停職 2 か月、宿泊料 2 泊分の返還及び降任の処分に至った。

この経過自体、当初の内部調査及び処分判断が、不正の全体像を把握しないまま行われていた

ことを示している。

【確認された事実】

- ◆ 町は、当初、1件について訓告として処理した。
- ◆ 町は、当初の処理に当たり、懲戒審査委員会の答申及び教育委員会における審議を経た。
- ◆ 議員が追加調査の必要性を指摘したが、町は、直ちに調査対象を拡張しなかった。
- ◆ 本委員会の調査により、佐々木大輔元課長による宿泊証明書問題が単発ではない可能性が明らかとなった。
- ◆ 町は、その後の再調査により、平成30年から令和2年までの間に、宿泊証明書の複数回の偽造及び宿泊実績を確認することができない宿泊2泊分を認定し、停職2か月、宿泊料2泊分の返還及び降任の処分を行った。
- ◆ 本委員会は、処分決定過程及び調査資料の提出を求めたが、町はこれらを提出しなかった。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、最終的な処分の軽重そのものではない。問題の核心は、発覚当初の段階で、町がなぜ調査対象を1件にとどめ、同種事案の有無を含む確認を直ちに行わなかったのかという点にある。

町は、発覚した1件のみを対象として処理を終えるのではなく、対象期間、関係書類、同種事案の有無、請求経過及び宿泊実績の有無を自ら確認し、不正について確定した上で処分判断を行うべきであった。

しかし、町は、議員から追加調査の必要性を指摘された後も、直ちに調査対象を拡張せず、本委員会の調査が進んだ後に再調査へ移行した。

その後、町が再調査によって複数回の偽造及び宿泊確認不能事案を認定し、処分を訓告から停職及び降任へ変更したという経過は、当初の内部調査が、不正の全体像を把握する機能を果たしていなかったことを示している。

町は、当初処分の時点で、不正の範囲、回数及び内容を基礎付ける事実認定を欠いたまま処分判断を行っていたのであり、この点に内部調査体制の重大な欠陥が認められる。

また、町は、最終的に、佐々木大輔元課長について出張自体は行われていたものの宿泊実績を確認することができない2件分についてのみ返還を求めた。

しかし、偽造宿泊証明書を必要書類として提出し、会計課がこれを根拠として宿泊費を支払った以上、問題は、支出の前提資料が真正でなかったという点にある。

旅費条例が、必要書類を添えた請求を支給の前提とし、必要な添付書類を提出しなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分については支給を受けることができないとしていることに照らせば、町が返還対象を2件分に限定したことについては、その法的根拠及び判断過程に重大な疑義が解消されていない。

本委員会は、処分決定過程及び調査資料の提出を求めたが、町はこれらを提出しなかったため、

本委員会は、当初処分及び再処分に至る判断過程、調査対象の設定理由、返還対象の限定理由並びに事実認定の基礎を、提出資料によって検証することができなかった。

これは、単なる資料提出上の不足にとどまらない。町は、公金支出に関する不正発覚後の調査及び処分の適否について、議会に対する説明責任を尽くしていないのである。

したがって、本件は、処分の軽重に関する見解の相違として処理し得るものではない。

本委員会は、以上により、本件において、町が発覚後の事実調査の範囲、不正認定の基礎、返還判断の法的根拠及び議会に対する説明責任のいずれについても、適正な内部統制を貫いていたとは認めることができない。

(3) 内規変更提案と意思決定手続の確認不能

旅費支出に関する事務運用は、公金支出の確認手続に直結するものである。

したがって、その内容を変更するのであれば、変更の必要性、変更内容、適用範囲及び変更後の運用基準について、組織として意思決定を行い、その経過を文書により確認することができる状態に置かなければならない。

宿泊料の支出に当たり、宿泊実績を裏付ける資料の提出要件を変更する場合には、それが公金支出の適否判断そのものに関わる以上、提案、協議、決裁及び確定の各段階を客観資料により裏付けることが不可欠である。

本件では、そのような意思決定過程を確認することができない。

【確認された事実】

- ◆ 旅費に関する内部規程の運用変更について、庁議において提案がなされた。
- ◆ 当該提案を行ったのは、宿泊費不正事案において訓告処分を受けた佐々木大輔元課長であった。
- ◆ 当該提案は、領収書又は宿泊証明書の提出を不要とし得る方向の内容を含んでいた。
- ◆ 内部規程作成当初に存在した決裁手続と同様の決裁その他これに準ずる意思決定手続を示す資料は存在しない。
- ◆ 総務課と会計課は連名で周知を行ったが、会計課長は合議した事実を認めていない。
- ◆ 庁議に出席した複数の職員は、提案があったこと自体は認めたが、正式決定まで至ったとの認識は示していない。
- ◆ これに対し、中山哲志町長、元総務課長らは、自ら了承し、庁議で決定したと説明した。
- ◆ その結果、運用変更が正式に決定したのか、提案の域にとどまったのかについて、関係者の説明は一致していない。
- ◆ その後、当該職員は、変更後の運用を根拠として、証拠書類を添付しないまま宿泊費を請求し、会計課は、当該請求について支出を留保した。

【明らかになった問題点】

問題の核心は、公金支出の前提資料に関わる重要な運用変更について、町が組織として意思決定を行ったのか否か、簡易的な議事録すらなく、その最も基本的なことでさえ確認することができない点にある。

宿泊料の支出に当たり、領収書又は宿泊証明書の提出要件を緩和することは、公金支出の適否判断に直接影響する。町は、誰が提案し、誰が協議に加わり、誰が決裁し、いかなる基準の下で変更を確定したのかを、文書により明らかにしていなければならない。

しかし、本件では、その経過を裏付ける決裁文書、合議記録その他の客観資料が存在しないため、町が組織として当該運用変更を採用したのか、又は採用しなかったのかを確認することができない。

この点は、単なる文書管理上の瑕疵ではなく、利害関係を有する当事者による提案を、組織がいかなる統制の下で処理したのかを確認することができないという点で、内部統制上の重大な欠陥である。

運用変更について、提案、協議、決裁及び確定の各段階が記録によって裏付けられず、関係者の説明も一致しない以上、そこに組織として確定した意思決定が存在していたと認めることはできない。

加えて、佐々木大輔元課長は、その後、変更後の運用を根拠として、証拠書類を添付しないまま宿泊費を請求した。会計課が当該請求について支出を留保したという事実は、町内部においても、当該運用が支出要件として確定していたとは扱われていなかったことを示している。

本件において認められるのは、旅費支出に関する重要な運用変更について、意思決定手続の存在自体を確認することができず、その不確実な運用が実際の請求に持ち込まれていたという事実である。

(4) 内部統制の破綻

前記各項において確認した事実を総合すると、本件において問われたのは、単一の非違行為の有無にとどまるものではない。

本件で本委員会が認定するのは、公金支出の前提となる資料確認、疑義発覚後の点検及び調査、並びに運用変更に関する意思決定手続という、旅費事務を適正に維持するための基本的統制機能が、連続して作動していなかったという点である。

本来、旅費支出においては、請求者が真正な証拠資料を添付し、会計課がその資料に基づいて宿泊の事実を確認した上で支出を認めなければならない。

また、疑義が生じた場合には、町が直ちに対象期間、関係書類、同種事案の有無及び宿泊実績の有無を調査し、不正の範囲を確定した上で処分及び再発防止措置に結び付けなければならない。

さらに、旅費支出の前提資料に関わる運用変更を行う場合には、提案、協議、決裁及び確定の

過程を文書により裏付け、組織としての意思決定を明確にしなければならない。

しかし、本件においては、請求の段階で真正な資料確認が機能せず、職員が自ら作成した宿泊証明書が必要書類として通用していた。

疑義が生じた後も、町は、直ちに同種事案の有無を含む全体調査に移行せず、当初処分の時点では不正の範囲を確定しないまま訓告処分を行った。

さらに、その後に提案された旅費事務運用の変更についても、町は、組織としてこれを採用したのか否かを基礎付ける決裁文書、合議記録を残していない。

そのうえ、会計課が支出を留保する事態にまで及んだ。

この一連の経過は、確認、点検、調査、処分及び意思決定という各段階が、相互に補完し合う統制の仕組みとして作動していなかったことを示している。

本件で失われていたのは、公金支出の前提資料の真正性を担保し、疑義発覚後に自律的に全容を把握し、必要な是正及び再発防止へ接続させるべき行政内部の統制機能そのものである。

本委員会は、以上により、本件宿泊費不正事案を、町の旅費支出管理における内部統制が実質において破綻していたことを明らかにした事案と認定する。

3. 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）の本質と構造的問題

大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる事案において問題となるのは、個々の事務処理又は経理処理の適否だけではない。

本委員会の調査によって明らかとなったのは、行政目的の下で開始された事業が、旧さくら市場の設立以来約 15 年間にわたり、町の人的・物的関与を受けながら継続してきたにもかかわらず、その法的位置付け、会計処理の枠組み及び責任の所在について整理が行われてこなかったという経過である。

この間、本件事業においては、村田まみ地域振興課長の関与の下で、町予算による人件費その他の経費の支出、公用車の使用、町事業との連動、一般会計への繰入れ、対外的取引及び出品者からの手数料徴収が並行して行われてきた。

また、所管関係は長期間継続し、村田まみ地域振興課長も事業開始当初から継続的に関与し、かててに関連する支出について決裁権限を有していたことが認められる。

それにもかかわらず、事業の帰属、会計処理の帰属、税務上の扱い及び責任の所在について、これを一体として裏付ける制度文書は確認できず、規約、契約、会計規程、監査体制その他の基礎資料も存在しない。

したがって、本件で問うべきなのは、これを任意団体、町直営事業又は協議会方式のいずれと呼ぶかという形式的整理に尽きるものではない。

町が実質的に関与し、人員、公費及び行政事務と接続した運営が行われていた以上、その収入、支出、手数料徴収、残高管理、一般会計への繰入れ及び税務処理が、文書及び帳簿によって追跡できる状態に置かれていたかどうかこそ、本委員会が重点的に確認すべき点であった。

また、本件事業については、町側から「高齢者の生きがいを目的とした福祉的事業」であるとの説明が繰り返し行われてきた。

町民の目に触れる場面においても、手作り品の移動販売を行う活動として認識されてきた側面がある。

しかし、本委員会の調査においては、出品者からの手数料徴収、ふるさと納税関連事業、海外販売事業、ポロシャツ・ブルゾン販売、えだまめ収穫祭等、複数の事業が同一の経理構造の下で運営されていた実態が確認された。

外形上認識されてきた活動内容と、実際の事業構造との間には大きな乖離が存在しており、その乖離を埋めるべき制度が確立されていなかった。

また、出品者から継続的に徴収されていた手数料については、徴収の根拠、手数料率の決定過程、計算方法、精算方法及び徴収金の用途を明らかにする制度文書は存在しない。また、徴収された手数料は、町の歳入として直ちに計上されることなく別口座で管理され、複数事業に係る支出に充てられた後、残額のみが一般会計に雑入として繰り入れられていたとされる。

しかし、徴収総額、支出総額、用途別の資金移動及び雑入繰入額の算定過程を客観的に示す帳簿及び証憑は整備されていなかった。

このような運用は、仮に町直営事業としてみれば、収入及び支出の全体が予算及び会計管理の統制下に置かれていない点で、公金管理原則及び総計予算主義との整合に重大な疑義を生じさせる。

他方、仮に任意団体としてみても、規約、契約、会計規程、監査体制及び精算資料を欠く以上、徴収及び資金管理の適正性を確認することはできない。

したがって、手数料徴収の論点は、徴収行為自体の適否だけでなく、徴収後の資金管理、用途管理、町の一般会計との接続を含めて検討すべき問題である。

税理士による検討結果においても、事業主体が曖昧であることに加え、総勘定元帳、現金出納帳その他の補助簿が一切作成されておらず、原始証憑の保存も不十分で、収支の実額把握は困難であること、売上集計表ごとに金額が相違し、その信ぴょう性が非常に低いこと、一般会計への繰入額も任意の金額となっていること、納税申告等の手続が全く行われていないことが指摘されている。

以上を総合すると、大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる事案の核心は、誰が事業を担い、誰が収支を管理し、誰が税務及び対外的責任を負うのかが定まらないまま、公費支出、売上管理、手数料徴収、別口座管理及び一般会計への繰入れが長期間併存していた点にある。

この状態は、地方自治法が予定する予算統制、支出手続、監査及び出納検査の前提となる制度整理が行われていなかったことを示すものであり、行政事業としての適法性判断の前提を欠く状態が継続していたものと認められる。

以下、その本質及び構造的論点を項目ごとに整理する。

本委員会は、本件を、個別の会計不備の集積としてではなく、制度的基礎付けを欠いたまま行政関与が継続した統治上の問題として認定する。

(1) 法令遵守原則（地方自治法第 2 条第 14 項）との整合欠如

地方公共団体が公費を支出し、村田まみ地域振興課長をはじめとする職員を関与させ、継続的に事業を運営する以上、その事業については、事業主体、資金の帰属、意思決定の根拠及び会計処理の枠組みを、文書により確認することができる状態に置かなければならない。

これは、地方自治法第 2 条第 14 項が予定する、法令に基づく適正かつ合理的な事務処理の前提である。

大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）について、町は、継続的に人的・物的に関与し、公費支出を伴う運営を行いながら、その法的位置付け及び制度上の根拠を基礎付けていなかった。

この点において、本件は、地方自治法第 2 条第 14 項が要請する法令遵守原則との整合を認めることができない。

【確認された事実】

- ◆ 地域振興課は、本件事業を約 15 年間継続して所管。
- ◆ 事業開始当初から関与した職員が現在も所管課長として決裁権限を有している。
- ◆ 販売スタッフは町の会計年度任用職員であり、事務関係は村田まみ地域振興課長をはじめとする町役場職員が担っていた。
- ◆ 町は、本件事業に要する人的経費の全て、旅費及び消耗品費を一般会計予算から支出。
- ◆ 町は、助成金申請において本件事業を「町直営」として扱った。
- ◆ 町は、売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ口座で管理した。

【明らかになった問題点】

本件でまず認められるのは、町が、本件事業について、人的基盤を構成し、公費を支出し、行政事務と接続した運営を継続しながら、その運営全体を基礎付ける法的及び制度的根拠を備えていなかったという事実である。

町は、販売業務に町の会計年度任用職員に従事させ、事務関係を村田まみ地域振興課長をはじめとする町役場職員に担わせ、その人的経費を全て一般会計予算から支出していた。

このことは、本件事業が、人的基盤の面からみても町の行政執行と切り離すことができない性格を有していたことを示している。

加えて、町は、旅費及び消耗品費を一般会計から支出し、公用車も使用させていたのであって、支出面において本件事業は町の行政運営と不可分に結び付いていた。

収入面では、町は、売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ口座で管理していた。

支出については町の予算及び決裁手続の下で処理しながら、収入については公会計の外側で管理していたのであり、そこには、看過し得ない構造的不整合が存在する。

また、町は、助成金申請において本件事業を「町直営」として扱っていた。

他方で、任意団体であるとの説明が明確に現れるのは百条委員会設置後である。

この経過により、町は、事業主体について一貫した制度的説明を有していたのではなく、その時々説明に応じて位置付けを変動させていたとみざるを得ない。

しかも、そのいずれの位置付けについても、規約、契約、会計規程、歳入歳出管理資料その他の基礎資料による裏付けはなく、町は、本件事業を「町直営」としても、「任意団体」としても、法的及び制度的に基礎付けることができていない。

地方公共団体が行政目的の下で事業を開始し、継続的に人的及び財政的関与を行う以上、その運営は、条例、要綱、規約、契約その他の制度文書により基礎付けられ、収入及び支出の帰属も文書及び会計資料により裏付けられていなければならない。

しかし、本件において、町は、そうした基礎付けを欠いたまま、約 15 年間にわたり本件事業への関与を継続した。

この状態を、単なる未整理、運用上の不統一又は事務処理上の瑕疵として処理することはできない。

ここで認められるのは、法的主体が確定せず、公費支出と収入管理とが異なる論理の下で並存し、その全体を統一的に支える制度文書を欠いたまま行政運営を継続していたという事実である。

(2) 任意団体成立要件を確認できる資料不存在

町は、本件事業について、百条委員会設置後、任意団体であるとの説明を前面に出すようになった。

しかし、任意団体として継続的に事業を運営し、収入を管理し、対外的取引を行う以上、団体の存在、構成員、代表者、意思決定機関、議決方法及び会計処理の枠組みを客観資料により確認することができなければならないが、本件について、本委員会は、任意団体としての成立を基礎付ける規約、代表者選任根拠、議事録、会計規程、監査規程その他の基本資料の存在を確認することができなかった。

したがって、本件について、独立した任意団体が成立していたと認めることはできない。

【確認された事実】

- ◆ 設立当初から令和 6 年度までの長期間について、規約は存在しない。
- ◆ 会計規程は存在しない。
- ◆ 監査規程は存在しない。
- ◆ 手数料規定は存在しない。

- ◆ 団体の意思決定機関に係る議事録は存在しない。
- ◆ 代表者の選任根拠を示す資料は存在しない。

【明らかになった問題点】

任意団体として本件を把握するためには、少なくとも、当該団体が独自の意思決定主体として存在し、その代表者、構成員、議決機関及び会計処理の枠組みを客観資料により確認することができなければならない。

しかし、本件については、規約、代表者の選任根拠、議事録、会計規程及び監査規程その他、任意団体としての組織的実体を基礎付ける資料が不存在である。

この状態の下では、団体が独立した意思決定主体として存在していたのか、誰が代表権を有していたのか、誰が資金管理責任を負っていたのかを確定することができない。

なお、中山哲志町長は、本件について「準公金団体」との説明も行っている。

しかし、地方自治法その他の法令に、任意団体性の欠如を補う独自の法的類型として「準公金団体」という概念は存在しない。したがって、そのような呼称を用いても、本件事業の事業主体、資金帰属及び責任主体を基礎付けることはできない。

この状態を、単なる規約未整備又は形式上の不備として処理することはできない。

ここで認められるのは、事業主体、代表権、意思決定及び資金管理責任という最も基本的な事項について、任意団体としての成立要件を基礎付ける資料が不存在であったにもかかわらず、町が任意団体であるとの説明を用いて事業運営を継続していたという事実である。

本委員会は、以上により、本件について、独立した任意団体としての法的及び組織的実体を認めることはできない。

(3) 町直営整理と公金管理構造の不整合

本件事業について、町は、助成金申請において「町直営」との取扱いを示し、中山哲志町長のマニフェストにおいても「町直営移動マルシェ『かてて』」との記載を用いていた。

また、町は、販売業務に町の会計年度任用職員を従事させ、事務関係を村田まみ地域振興課長をはじめとする町役場職員に担わせ、その人的経費を全て一般会計予算から支出していた。

そのほか、町は、旅費及び消耗品費を一般会計から支出し、公用車を使用させていた。

これらの事実を照らすと、本件事業は、少なくとも支出面において、町の行政執行としての性格を強く帯びていたと認められる。

しかるに、町は、売上金及び手数料収入を一般会計歳入として直接計上せず、会計管理者の管理外にある別口座で管理していた点において、本件には、町直営に近い支出構造と、公会計の外側で行われた収入管理とが併存しており、公金管理構造に看過し得ない不整合が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 監査委員は、証言において本件事業を「町直営」と認識していた旨を述べた。

- ◆ 町は、助成金申請において本件事業を「町直営」として扱った。
- ◆ 中山哲志町長は、マニフェストにおいて「町直営移動マルシェ『かてて』」と記載した。
- ◆ 町は、売上金を一般会計歳入として処理していない。
- ◆ 町は、売上金及び手数料収入を会計管理者管理外口座で管理していた。
- ◆ 町は、総勘定元帳を作成していない。
- ◆ 町は、現金出納帳を作成していない。
- ◆ 町は、補助簿を作成していない。

【明らかになった問題点】

町直営事業であるならば、その事業に係る収入は地方公共団体の歳入として計上し、会計管理者の管理の下で、公金として一体的に管理しなければならない。

また、当該収入及び支出について、総勘定元帳、現金出納帳、補助簿その他の会計基礎資料を作成し、歳入歳出の対応関係を客観資料によって裏付けなければならない。

しかし、本件において、町は、支出については一般会計予算及び決裁手続の下で処理しながら、収入については一般会計歳入として計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ口座で管理していた。

この状態の下では、本件事業について、町直営事業として必要な公金管理構造が成立していたと認めることはできない。

本件で問題となるのは、単に売上金を別口座で管理していたという一点にとどまらない。

町は、販売スタッフ及び事務関係の人的基盤を一般会計予算で賄い、人件費、旅費及び消耗品費を一般会計から支出しながら、収入のみを公会計の外側で管理していたのである。

すなわち、町は、支出については町直営に近い構造を採りながら、収入については町直営事業に通常求められる歳入管理を行っていなかった。

町は、本件事業について、当初から一貫した制度構成を有していたのではなく、支出については町直営に近い取扱いを採りながら、収入管理及び事業主体の説明については、後年に至って異なる説明を持ち出したとみざるを得ない。

しかも、町は、そのいずれの説明についても、条例、要綱、契約、規約、歳入歳出管理資料その他の基礎資料による裏付けを示していない。

そのため、本件では、支出と収入とを統一的に基礎付ける制度文書が存在せず、一つの公的事業として整合的な財務管理構造を確認することができない。

売上金及び手数料収入を一般会計歳入として処理せず、残額のみを事後的に一般会計へ繰り入れていたと説明するが、その間の収入総額、支出総額、残高及び繰入額の算定過程を裏付ける帳簿及び証憑を作成していない。

したがって、本件を町直営に近い事業として把握するのであれば、歳入管理を欠いている点において公金管理原則との整合を認めることができず、他方で任意団体として把握するのであれば、人的基盤及び公費支出の実態との整合を認めることができない。

本件で認められるのは、町が、支出面では町直営に近い構造を採りながら、収入面では公会計の外側で管理を行い、その両者を統一的に支える制度文書及び会計資料を備えないまま運営を継続していたという事実である。

(4) 公費支出の根拠整理の欠落

地方公共団体が特定の事業に公費を支出する以上、その支出は、単に予算科目に計上されているというだけでは足りず、町は、当該事業に町費を投入することができる法的構成及び制度上の根拠を基礎付けなければならない。

本件のように、事業主体が町であるのか、任意団体その他の外部主体であるのかが一貫して確定していない事業については、町は、町直営事業として支出するのか、補助、委託、負担金その他の法的構成により支出するのかを明示し、それに対応する制度文書、契約関係及び決裁根拠を備えなければならない。

しかし、本件について、町は、そのような基礎付けを示していない。

この点において、本件には、公費支出の根拠の欠落が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 町は、委託契約書を作成していない。
- ◆ 町は、業務委託決裁書を作成していない。
- ◆ 町は、補助金交付決定通知を作成していない。
- ◆ 実績報告書は存在しない。
- ◆ 町は、公費支出と本件事業との関係を基礎付ける制度文書を備えていない。

【明らかになった問題点】

本件について、町が一般会計から人件費、旅費及び消耗品費その他の経費を支出していたこと自体は確認できる。

しかし、確認できるのは、町が実際に支出していたという事実であって、町がなぜその支出を行うことができたのかという法的及び制度的根拠ではない。

仮に本件事業を町直営事業として把握するのであれば、町は、事業主体、収支の帰属及び歳入歳出管理の枠組みを示さなければならない。

他方、任意団体その他の外部主体に対する支援として把握するのであれば、町は、補助、委託、負担金その他いずれの法的構成により支出するのかを明らかにし、その根拠となる契約書、交付決定、実績報告その他の文書を備えなければならない。

しかし、本件について、町は、そのいずれの構成についても制度文書を示していない。

そのため、町は、本件事業に対する公費支出を、町直営事業としても、外部主体に対する支援としても、法的及び制度的に基礎付けることができない。

加えて、町は、支出については一般会計予算及び決裁手続の下で処理しながら、収入について

は売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ口座で管理していた。

このことは、町が公費を投入していたにもかかわらず、その支出対象となる事業の収支全体を町の会計統制の下で一体として把握していなかったことを示している。

町は、支出だけを公的手続により処理し、収入及び資金管理はこれと切り離して運用していたのである。

このような構造の下では、町が誰に対し、何の法的構成に基づいて、どの範囲まで町費を投入していたのかを確定することができない。

この状態を、単なる運用上の未整理又は個別支出の問題として処理することはできない。

ここで認められるのは、町が、本件事業に対し継続的に公費を支出しながら、その支出を正当化する事業主体、制度構成及び収支帰属を基礎付ける文書を備えないまま運営を継続していたという事実である。

(5) 会計基礎資料不存在による検証不能状態

地方公共団体が公費を支出し、収入を管理し、事業を継続する以上、その収支については、帳簿、証憑及び補助資料を作成し、外部から検証することができる状態に置かなければならない。

事業収入、事業支出、残高及び一般会計への繰入れを伴う事業については、総勘定元帳、現金出納帳、補助簿その他の会計基礎資料により、その全体像を客観的に裏付けなければならない。

しかし、本件について、町は、これらの会計基礎資料を作成していない。

そのため、本件事業については、収支の実額、資金の流れ及び残額の形成過程を外部から検証することができない。

【確認された事実】

- ◆ 総勘定元帳は存在しない。
- ◆ 現金出納帳は存在しない。
- ◆ 補助簿は存在しない。
- ◆ 事業収支を体系的に示す帳簿は存在しない。
- ◆ 税理士は、資料検討の結果、複数の売上集計表が存在し、それぞれの売上金額が一致していない事例を確認し、売上集計表の信ぴょう性が極めて低いと指摘した。また、本件事業について収支確定が困難であると指摘した。
- ◆ 原始証憑の保存期間は原則 3 年とされていた。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、単に一部の帳票が不足していたということではない。

問題の核心は、町が、本件事業の収入、支出、残高及び一般会計への繰入額を客観的に検証するための会計基礎資料を作成していなかった点にある。

そのため、本件については、収入の総額、支出の総額、残額の形成過程及び繰入額の算定過程を、会計資料に基づいて確認することができない。

確認できるのは、個別の通帳記録、断片的な集計表及び一部の証憑にとどまる。

この状態の下では、どの収入がどの支出に対応し、最終的にどの残額が形成され、いかなる根拠で一般会計へ繰り入れたのかを確定することができない。

すなわち、町は、本件事業について、会計として成立するための基礎そのものを備えていなかったのである。

売上集計表ごとに数値が異なり、町がそのいずれを正式な売上額として位置付けるのかを示していない以上、売上総額、利益額及び一般会計への繰入額の前提となる基礎数値自体を確定することができない。

ここに原始証憑の欠落及び補助簿の不存在が重なることにより、本件の収支全体について、外部からの検証可能性は失われている。

また、本件事業では、出品手数料、売上金、公費支出、雑入繰入れその他複数の資金が交錯していた。

それにもかかわらず、町は、事業別区分、資金使途区分及び年度別収支を裏付ける会計資料を作成していない。

その結果、どの資金をいかなる名目で収納し、いかなる支出に充当し、最終的にいかなる残額として処理したのかを事後的に追跡することができない。

さらに、町は、原始証憑の保存期間を原則3年としていた。

そのため、過年度の取引を遡って検証しようとしても、これを裏付ける原資料を確保することができない。

本件のように、長期間継続した事業について、総勘定元帳、現金出納帳、補助簿を作成せず、原始証憑も短期間で保存対象から外れる運用を採っていた以上、後年に収支の実額及び資金の流れを確認することができない。

この点は、町が、検証可能性を維持する会計基盤を構築していなかったことを示している。

税理士が、本件について収支確定が困難であると指摘し、売上集計表の信ぴょう性が極めて低く、一般会計への繰入額も任意の金額となっていると指摘したことは、この検証不能状態を専門的観点から裏付けている。

したがって、町は、本件事業について、収支の実額把握及び資金の流れの確認を可能にする会計基盤を備えないまま運営を継続し、その結果として収入、支出、残高及び繰入額の客観的検証が不能となっていたと認められる。

(6) 事業別区分不存在による収支対応関係の消失

複数の事業を継続して実施する場合、地方公共団体は、事業ごとに収入及び支出を区分し、その対応関係を客観資料により確認することができる状態に置かなければならない。

事業別区分を設けなければ、どの収入がいずれの事業に由来し、どの支出が何のために行われたのかを確定することができず、各事業の採算性、公費負担の範囲及び残額の意味も把握することができない。

しかし、本件について、町は、複数の性質を異にする事業を大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義の同一口座及び同一の経理構造の下で管理し、事業別収支資料を作成していない。

そのため、本件では、各事業に係る収入及び支出の対応関係が失われている。

【確認された事実】

- ◆ 町は、マルシェ事業、出生記念品事業、ふるさと納税関連事業、海外販売事業、ポロシャツ・ブルゾン販売及びえだまめ収穫祭売上を同一口座で管理していた。
- ◆ 町は、事業別収支内訳資料を作成していない。
- ◆ 町は、町負担の事業別対応資料を作成していない。
- ◆ 出生記念品事業における差額 500 円の用途は不明。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、複数事業を一つの口座で管理していたという形式的事実にとどまらない。

問題の核心は、町が、複数の性質を異にする事業を同一の経理構造の下に置きながら、事業ごとの収入、支出及び残額を区分する資料を作成しなかったため、各事業の収支対応関係を客観資料により確認することができない点にある。

その結果、本件については、事業ごとの収支状況、町費負担の範囲、徴収手数料の用途及び一般会計への繰入額の基礎を確定することができない。

町は、マルシェ事業に加え、出生記念品事業、ふるさと納税関連事業、海外販売事業、ポロシャツ・ブルゾン販売及びえだまめ収穫祭を大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義同一口座で管理していた。

しかし、町は、個々の収入がいずれの事業に由来するのか、個々の支出がいずれの事業のために行われたのかを示す事業別収支資料を作成していない。

この状態の下では、移動販売事業の売上、出品手数料、公費支出、雑入繰入れ及びその他事業資金が、相互に混在していたとしても、その範囲及び対応関係を検証することができない。

出生記念品事業は、この問題を端的に示している。

町は、住民課と地域振興課との間で「出生記念品事業単価契約」とする文書を作成し、1件当たり 3,000 円を地域振興課に支払っていた。

しかし、この文書は、地方公共団体と外部事業者との間で締結する契約ではなく、町内部の課と課との間で作成した文書にすぎない。

地域振興課は、実際には出品者に2,500円を支払っており、町は、その差額500円について、法的性質、算定根拠及び用途を示す資料を作成していない。

この状態の下では、当該500円がいかなる名目で留め置かれ、いかなる支出に充当され、どの事業の収支に帰属していたのかを確認することができない。

また、町が事業別区分を設けていない以上、仮に特定事業について利益が生じたと説明しても、その利益がどの収入とどの支出との差額として導かれたのかを確定することができない。

同様に、一般会計への繰入額についても、いずれの事業から生じた残額に基づくものであるのかを示すことができない。

このことは、事業別区分の不存在が、単独の会計技術上の問題ではなく、収支計算、残額管理、繰入処理及び監査可能性の全てに連なる基礎的問題であることを示している。

この状態を、資料作成の不足として処理することはできない。

ここで認められるのは、町が、複数事業を大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義同一口座及び同一経理構造の下で管理しながら、事業別区分を示す資料を作成しなかったため、各事業の収入と支出との対応関係、採算性、公費投入の範囲及び資金残高の意味を確認することができない状態を生じさせていたという事実である。

(7) 手数料徴収の根拠不存在

地方公共団体が関与する事業において、出品者その他の事業関係者から継続的に手数料を徴収する以上、その徴収については、徴収根拠、料率、計算方法、徴収主体、用途及び残額処理の基準を、条例、規程、契約又は決定記録により基礎付けなければならない。

手数料徴収は、単なる慣行又は個別協議によって継続してよいものではなく、徴収する資金の法的性質及び管理方法を客観資料により確認することができる状態に置かなければならない。

しかし、本件について、町は、手数料徴収の根拠を示す制度文書を備えていない。

この点において、本件には、手数料徴収の根拠不存在が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 町は、出品者等から手数料を徴収していた。
- ◆ 手数料率は10%から最大20%とされていた。
- ◆ 手数料率は個別協議により変動していた。
- ◆ 手数料徴収の根拠となる条例は存在しない。
- ◆ 手数料徴収の根拠となる規程は存在しない。
- ◆ 手数料率の決定機関を示す資料は存在しない。
- ◆ 手数料率の変更履歴を示す資料は存在しない。
- ◆ 徴収した手数料の用途決定過程を示す資料は存在しない。

- ◆ 町は、徴収した手数料を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義別口座で管理していた。
- ◆ 町は、当該手数料を複数事業に係る支出に充て、残額のみを一般会計に繰り入れていた。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、単に手数料を徴収していたという事実にとどまらず、町が継続的に手数料を徴収しながら、その徴収根拠、料率決定、計算方法、用途及び残額処理を基礎付ける制度文書又は決定記録を備えていなかった点にある。

そのため、町が何を根拠として手数料を徴収し、いかなる基準で料率を定め、徴収した資金をいかなる性質の資金として管理していたのかを確認することができない。

町は、手数料率を10%から最大20%として運用していたとされるが、町は、その料率を誰が決定し、いかなる判断基準に基づいて変更したのかを示す資料はない。

しかも、町は、手数料率が個別協議により変動していたと説明しているが、徴収料率が統一的な基準に基づいて定められていたのか、個別の判断により変動していたのか、その意思決定過程を客観資料により確認することができない。

町は、手数料徴収の料率及び計算方法について、制度的基礎付けをせずに、徴収した手数料を一般会計に直接計上せず、別口座で管理していた。

そのうえ、当該手数料を複数事業に係る支出に充てた後、残額のみを一般会計に繰り入れていたが、その徴収総額、支出総額、用途区分、残高推移及び最終的な処理内容を示す帳簿及び証憑は存在しない。

このことは、町が、徴収行為の根拠を示していないだけでなく、徴収後の資金管理についても、客観的検証に耐える会計基盤を備えていなかったことを意味する。

仮に本件を町直営事業として把握するのであれば、手数料収入は手数料条例に基づき金額が決定され、一般会計歳入として計上し、予算及び会計管理の統制の下に置かなければならない。

他方、仮に任意団体による徴収であると説明するのであれば、町は、その任意団体の規約、会計規程、監査体制及び精算資料を示さなければならないが、それらの資料も備えていない。

したがって、町直営事業としても、任意団体としても、手数料徴収を法的及び制度的に基礎付けることができている。

また、町が一般会計から支出した経費と、手数料によって賄ったとされる経費との区分も確認することができない。

そのため、本件では、手数料徴収の問題は、単なる徴収根拠の有無にとどまらず、公費支出との関係を含む資金管理構造全体の不透明性として把握しなければならない。

ここで認められるのは、町が、継続的に手数料を徴収しながら、その徴収根拠、料率決定、用途及び残額処理を基礎付ける制度文書及び会計資料を備えず、その資金を外部から検証することが不能なまま管理していたという事実である。

(8) 雑入繰入算定過程不明

町が事業収入又は手数料収入の残額を一般会計に雑入として繰り入れる以上、町は、その繰入額について、収入総額、必要経費、残額及び繰入額の算定過程を、客観資料により裏付けなければならぬ。

雑入繰入額は、単に口座残額の一部を一般会計へ移せば足りるものではなく、その金額がいかなる収支計算の結果として形成されたのかを会計資料により確認することができなければならない。

しかし、本件について、町は、雑入繰入額の算定根拠を示す資料を備えていない。

この点において、本件には、雑入繰入算定過程不明が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 事業別利益を示す資料は存在しない。
- ◆ 利益算定の根拠を示す資料は存在しない。
- ◆ 雑入繰入額の決定基準を示す資料は存在しない。
- ◆ 内部留保額を示す資料は存在しない。
- ◆ 税理士は、一般会計への繰入額も任意の金額となっていると指摘した。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、町が一般会計に雑入として一定額を受け入れていたという事実だけでなく、町が、その雑入額について、どの事業収入から、どの経費を控除し、どの残額を繰入対象としたのかを示す会計資料を作成していなかった点にある。

そのため、本件については、事業収入の総額、経費の内訳、残額の形成過程及び繰入額の決定過程を確認することができない。

町は、売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義の口座で管理していた。

この構造の下で町が一般会計へ雑入として繰り入れるためには、町は、当該別口座における収入総額、支出総額、期末残高及び内部留保額を会計資料によって示し、その上で、いかなる基準により繰入額を確定したのかを明らかにしなければならない。

しかし、事業別利益を示す資料、利益算定の根拠資料、内部留保額を示す資料及び雑入繰入額の決定基準を示す資料はない。

この状態の下では、一般会計に受け入れた雑入額が、適正な収支計算の結果として形成されたのか、それとも事後的に定めた金額にすぎないのかを区別することができない。

しかも、本件では、町が複数の事業を同一口座において混在処理し、事業別区分資料も作成していない。

そのため、仮にある年度に一定額を一般会計へ繰り入れていたとしても、その金額が、移動販

売事業、出生記念品事業、ふるさと納税関連事業、海外販売事業、えだまめ収穫祭その他いずれの事業から生じた残額に基づくのかを確定することができない。

また、町が本件事業を町直営事業として把握するのであれば、本来、売上金及び手数料収入は、当初から一般会計歳入として計上し、その全体を予算及び会計管理の統制の下に置かなければならない。

その場合、残額のみを事後的に雑入として繰り入れるという処理は、収入及び支出の全体を一体として把握する会計構造と整合しない。

他方、町が本件事業を任意団体その他の外部主体による事業として説明するのであれば、その残額を町の一般会計へ繰り入れる法的及び会計的根拠を示さなければならない。

しかし、本件について、町は、そのいずれの根拠も示していない。

したがって、本件において、雑入繰入れは、町直営事業としても、外部主体による事業としても、制度的に基礎付けられていない。

町が繰入額の算定過程を客観資料により示していない以上、一般会計に受け入れた雑入額それ自体の形成過程を検証することができない。

以上により、本件について、雑入繰入額の算定過程を確認することができず、その形成過程が不明である。

(9) インボイス制度における適格請求書発行事業者の登録番号使用主体不一致及び税務処理未整理

本件事業においては、適格請求書を発行するに際し、大刀洗町の適格請求書発行事業者の登録番号を用いていた。

適格請求書発行事業者の登録番号は、登録を受けた事業者に帰属するものであり、また、適格請求書発行事業者として登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても消費税の申告が必要となる。さらに、適格請求書発行事業者以外の者が、適格請求書発行事業者が作成したものと誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することは、消費税法上問題となる。

本件について、町は、事業主体が町であるのか、任意団体その他の外部主体であるのかを制度的に基礎付けていないまま、町の登録番号を用いて対外的取引を継続していた。

この点において、適格請求書発行主体と登録番号帰属主体との不一致、並びに課税主体及び申告主体を基礎付けることができないまま取引を継続したという、インボイス制度の前提に関わる重大な問題が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 適格請求書が少なくとも 38 枚発行されていた。
- ◆ 町は、その適格請求書に大刀洗町の適格請求書発行事業者の登録番号を記載していた。
- ◆ 町は、消費税申告を行っていない。

- ◆ 町は、法人税又は所得税申告を行っていない。
- ◆ 町は、百条委員会の調査開始後に税務署との協議を開始した。
- ◆ 予算特別委員会において、町は、適格請求書発行事業者の登録番号を使用した取引先は5件であり、当該取引先に謝罪し、該当請求書の処理を順次進めてきたと説明したが、訂正処理の具体的内容及び相手方に対する税務上の影響は明らかにしていない。
- ◆ 町は、登録番号の使用について庁内協議を行ったと説明したが、使用決定に関する決裁文書はない。

【明らかになった問題点】

本件で問題となるのは、単に請求書の記載方法に誤りがあったということではなく、町が、事業主体、課税主体、適格請求書発行主体及び申告主体を基礎付けることができないまま、町の登録番号を用いて対外的取引を継続し、その後も消費税申告その他の税務処理を行っていなかったことである。

そのため、本件については、誰が課税主体として売上を計上し、誰が適格請求書発行主体として登録番号を用い、誰が申告主体として消費税申告を行うべきであったのかを、確定することができない。

仮に本件事業を任意団体その他の外部主体による取引と把握するのであれば、その名義で発行した適格請求書に町の登録番号を記載した以上、請求書の表示主体と登録番号の帰属主体との間に不一致が存在することになる。

他方、仮に町が実質的な取引主体であり、町の登録番号の使用もその反映であったと把握するのであれば、町は、当該売上及びこれに対応する消費税について、町自身の会計及び税務処理の中で一体として把握し、申告しなければならない。

しかし、本件について、町は、売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、別口座で管理していたうえ、消費税申告も行っていない。

したがって、本件において、町は、任意団体としても、町直営の事業としても、登録番号の使用と税務処理とを制度的に整合させることができない。

また、適格請求書発行事業者として登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告が必要である。

それにもかかわらず、本件では、百条委員会の調査開始後まで税務署との協議を開始せず、「年間売上が1,000万円未満であったため税務相談を行わなかった」との説明がされている。

このことは、町が、インボイス制度の下で登録番号を用いながら、その登録に伴う税務上の義務を把握せず、又は把握しても履行していなかったことを示している。

さらに、適格請求書発行事業者以外の者が、適格請求書発行事業者が作成したものと誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することは、消費税法上問題となる。

町が課税主体を基礎付けることができないまま登録番号を用いていた以上、本件は、インボイス制度が前提とする発行主体の特定及び税務処理の連動を欠いたまま取引を継続していた事案というほかない。

加えて、町は、登録番号の使用について庁内協議を行ったと説明しながら、その使用決定に関する決裁文書はない。

そのため、町が、いかなる判断主体の下で、どのような根拠により、本件事業に町の登録番号を使用することを認めたのかを確認することができない。

この点は、単なる税務知識の不足にとどまらない。

税務に関する重要な判断について、町が意思決定過程及び責任主体を示す文書を備えていなかったことを意味する。

また、予算特別委員会において、町は、登録番号を使用した取引先は5件であり、当該取引先に謝罪し、該当請求書の処理を順次進めてきたと説明しているが、その訂正処理の具体的内容、処理完了の有無及び相手方に対する税務上の影響の詳細は不明であり、町がいう是正措置についても、内容及び到達範囲を客観的に確認することができない。

この状態を、単なる請求書記載上の誤り又は税務処理の遅れとして処理することはできない。

町が、事業主体及び課税主体を基礎付けることができないまま町の登録番号を使用し、消費税申告その他の税務処理を行わず、その後の是正措置及び意思決定過程についても客観資料を備えていなかったことが認められる。

(10) 制度なき行政運用の継続

前記各項の検討により明らかとなったのは、本件事業に関して確認された個々の問題が、相互に無関係に生じたものではないという点である。

本件において、本委員会が認定するのは、事業主体、会計主体、課税主体及び責任主体を基礎付ける制度文書及び会計資料を欠いたまま、町が人的関与、公費支出、売上管理、手数料徴収、別口座管理、一般会計への繰入れ及び税務処理を長期間継続していたという事実である。

したがって、本件の問題は、個別の会計処理上の瑕疵又は単発の手続違反に還元することができず、制度的基礎付けを欠いたまま行政運用を継続したこと自体に本質がある。

本件事業について、町は、販売スタッフとして町の会計年度任用職員を従事させ、事務関係を町役場職員に担わせ、その人的経費を全て一般会計予算から支出していた。

また、町は、旅費及び消耗品費を一般会計から支出し、公用車を使用させ、町事業との連動を伴う運営を継続していた。

その一方で、町は、売上金及び手数料収入を一般会計に直接計上せず、大刀洗町さくら市場代表村田まみ名義の口座で管理し、その残額のみを一般会計に繰り入れていたと説明している。

しかし、町は、そのような運営全体を統一的に基礎付ける条例、要綱、規約、契約、会計規程、監査規程、事業別収支資料、歳入歳出管理資料及び税務処理資料を備えていない。

この状態の下では、本件事業について、町がいかなる法的構成の下で関与し、いかなる主体として収支を処理していたのかを確定することができない。

これまで各項で確認した、任意団体成立要件を基礎付ける資料の不存在、町直営整理と公金管

理構造の不整合、公費支出を正当化する制度文書の不存在、会計基礎資料の不存在、事業別区分の不存在、手数料徴収根拠の不存在、雑入繰入額算定過程の確認不能、インボイス制度上の登録番号使用主体と課税主体との不一致並びに監査機能の実質的不作動は、いずれも独立した偶発的問題ではない。

これらは、町が、本件事業について、制度により運営を統制するのではなく、制度的基礎付けを欠いたまま実務運用だけを先行させ、その運用を長期間継続したことの帰結として現れたものである。

本件で失われていたのは、個別の帳簿、規程又は決裁文書の一部ではない。失われていたのは、行政事業としての適法性及び適正性を、事後的に外部から検証するための基盤そのものである。

本件について、町は、時期により、「町直営」「任意団体」「準公金団体」その他の説明を用いてきた。

しかし、町は、そのいずれの説明についても、これを基礎付ける制度文書及び会計資料を示していない。

そのため、本件においては、事業主体に関する説明自体が、制度に基づく安定した構成として存在していたのではなく、後追いの説明として変動してきたとみざるを得ない。

このことは、町が、法的構成を確定した上で運営していたのではなく、運営を継続した後に、その時々説明を付してきたことを示している。

また、本件は、単年度又は短期間に生じた例外的処理ではない。

旧さくら市場の設立以来、約15年間にわたり、事業主体、公費支出、売上管理、手数料徴収、別口座管理、一般会計への繰入れ及び税務処理について、制度文書及び会計資料による基礎付けを欠いた状態が継続していた。

この長期継続性は、本件が過誤の集積ではなく、町が自己修正機能を働かせないまま、制度的問題を固定化させていたことを示している。

後年に至って協議会設立後の制度整備が進められたこと自体は、将来に向けた改善措置として一定の意味を有する。

しかし、そのことは、従前の運営において制度的基礎付けが存在していたことを示すものではなく、むしろ、それ以前の運営が制度的基礎付けを欠いていたことを結果として示している。

この状態を、単なる未整理、事務処理上の粗漏又は個別会計不備として処理することはできない。

ここで認められるのは、町が、行政資源を投入し、公費を支出し、対外的取引を継続しながら、その運営全体を法的及び会計的に基礎付ける制度文書及び会計資料を備えず、その結果、事業全体の適法性、適正性及び責任主体を客観的に検証することができない状態を長期間継続させていたという事実である。

(11) 協議会設立後における運営整理となお残る問題

町は、令和7年度から、商工会、みい農業協同組合及び大刀洗町役場により協議会を設立し、

大刀洗マルシェかててを新たな運営体制へ移行したと説明している。

町長の証言によれば、協議会設立後、町は、設置要綱、事務局設置要領、財務要領その他の規程を整備し、代表者を定め、監査規定を置き、総会を開催し、事業計画等の承認を経る体制へ移行したとされる。

本委員会も、そのような体制整備自体を否定するものではなく、現在及び将来に向けた改善措置として一定の意義を有することを認める。

しかし、協議会設立後の体制整備は、それ以前の大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）における会計処理、公費支出、手数料徴収、税務処理及び組織運営上の問題を当然に治癒するものではない。

本項で問うべきなのは、その整備によって過去の問題がどこまで切り分けられ、どこまで是正されているのかという点である。

【確認された事実】

- ◆ 町は、令和7年度から、商工会、みい農業協同組合及び大刀洗町役場により協議会を設立したと説明している。
- ◆ 町長は、協議会設立後、設置要綱、事務局設置要領、財務要領その他の規程を整備したと証言した。
- ◆ 町長は、代表者、監査規定及び総会による承認手続を備えた体制へ移行したと証言した。
- ◆ 本委員会は、協議会設立後の経理資料の提出を繰り返し求めたが、町はこれを提出していない。
- ◆ 町は、本件事業に従事する職員の給与を、協議会設立後も一般会計から支出している。
- ◆ えだまめ収穫祭における枝豆の購入について、町は、従前は一般会計で処理していたが、議会への報告を経ることなく、協議会による購入へ変更し、協議会収入として処理した。
- ◆ 令和8年度当初予算において、町は、かててに係る修正申告及び税理士費用として、協議会に対する補助金120万円を計上した。

【明らかになった問題点】

本件でまず確認しなければならないのは、協議会設立後に一定の制度文書及び運営手続が整えられたとしても、そのことによって、旧さくら市場及び従前のかててにおける運営が法的及び会計的に基礎付けられていたことにはならないという点である。

むしろ、後年になって規程、要領、代表者、監査規定及び総会承認手続を備えるに至ったという事実自体が、それ以前の運営において、事業主体、意思決定、会計処理及び責任主体を基礎付ける制度が存在していなかったことを示している。

したがって、協議会設立後の整備は、過去の問題を解消した事情ではなく、従前の運営に制度的基礎付けを欠いていたことを結果として明らかにする事情でもある。

また、本委員会は、協議会設立後の経理資料の提出を求め、従前の運営との比較を通じて、制度的変更が実際にどのような内容を持ち、どの範囲で是正が図られたのかを確認しようとした。

しかし、町は、その経理資料を提出していない。

そのため、本委員会は、協議会設立後の収支構造、事業別区分、公費支出との関係、徴収手数料の処理及び資金管理の実態を確認することができない。

この点において、町がいう「整備後の適正化」についても、その内容及び到達範囲を客観資料により検証することができない。

加えて、協議会設立後も、本件事業に従事する職員の給与は一般会計から支出されている。

このことは、協議会設立後においても、本件事業の人的基盤が町の財政負担と切り離されていないことを示している。

したがって、協議会設立後の体制をもって、本件事業が直ちに町の行政執行と切り離された独立の運営体制へ移行したとみることはできない。

むしろ、本件事業は、体制変更後においても、人的基盤及び公費支出の面においてなお町と深く接続している。

えだまめ収穫祭における枝豆の購入の取扱変更も、看過し得ない。町は、従前、これを一般会計で処理していたが、議会への報告を経ることなく、協議会による購入へ変更し、当該事業収入も協議会収入として処理した。町は、この変更について、どのような意思決定過程を経たのか、なぜ一般会計処理から協議会処理へ変更することができるのか、その法的及び会計的根拠を示していない。

このことは、協議会設立後においても、処理変更が制度文書及び議会報告により統制されるのではなく、運用先行で進められていた疑いを生じさせる。

さらに、令和8年度当初予算において、町は、かててに係る修正申告及び税理士費用として、協議会に対する補助金120万円を計上している。

町長は、本来であれば法人税はかててにおいて支払うべきところ、これを支払わないまま残額を一般会計に繰り入れてきたため、改めて町の側で予算措置をして修正申告を行う必要がある旨を述べている。

この説明を前提とするならば、当該120万円は、将来の公益的事業を通常どおり支援する補助金というより、過去の制度的基礎付け欠如の下で生じた税務上の負担を、公費によって処理しようとする性格を帯びる。

町は、なぜその負担を協議会に対する補助金として支出することができるのか、その公益上の必要性、補助対象性及び法的構成を明確に示さなければならないが、本件について、納税義務者が誰であるのか、過去の責任主体と協議会との関係をどのように整理するのか、町の責任がどこまで及ぶのかを明らかにしない。

そのため、この補助金支出は、単なる予算措置として理解することができず、新たな公費支出上の説明課題を生じさせている。

また、町長は、今後も、公益又は住民福祉に資するとの判断があれば、予算計上の上で支出する場合があります旨を述べている。そのような支出を継続し得るといえるのであれば、協議会設立後の事業主体、公費支出の根拠、責任主体及び会計資料の外部検証可能性を明確にしなければ

らないが、本件について、町は、その前提となる経理資料及び運営資料を本委員会に提出していない。

このことは、協議会設立後においても、運営の透明性及び検証可能性に課題が残されていることを示しており、この状態を、単に協議会設立によって改善に着手したという事情のみによって評価することはできない。

ここで認められるのは、協議会設立後に一定の制度整備が進められた一方で、過去の問題に対する切り分け、責任整理、税務上の負担処理及び現在の運営実態の検証について、なお客観資料に基づく確認ができない部分が残されているという事実である。

本委員会は、以上により、本件について、協議会設立後に一定の運営整理が進められたことは認めるものの、過去の問題は治癒されておらず、現在の運営についてもなお検証を要する課題が残存していると認定する。

4. 監査機能の実質的不作動

地方自治法第 199 条に基づく監査制度は、地方公共団体の財務事務及び行政事務の適正な執行を確保するために設けられた制度である。

また、例月出納検査は、会計処理及び資金管理の状況を継続的に確認し、不適正な支出又は疑義ある処理を早期に把握するための基本的機能を担う。

したがって、行政事業について、事業主体、収支構造、公費支出、証拠書類及び資金管理に疑義が生じた場合、監査委員は、その内容を把握し、必要に応じて監査を実施し、是正を求めなければならない。

しかし、本件事業について、監査委員は、長期間継続していた制度の欠落を把握し、これを統制回復へ結び付ける役割を果たしていない。

この点において、本件には、監査機能の実質的不作動が認められる。

【確認された事実】

- ◆ 令和 4 年度定期監査において、経理に関する指摘が行われていた。
- ◆ 監査委員は、かててについて特段の監査を行っておらず、通帳確認にとどまっていた旨を証言している。
- ◆ 宿泊証明書の問題についても、重大な不正としてではなく、書類不備として扱った趣旨の証言がある。
- ◆ 疑義のある支出について一覧表及び関係資料が監査委員に提示されていたが、当初は監査が実施されない状況があり、その後の随時監査後も追加的な検証が行われたとは認められない。
- ◆ その後も、監査委員が本件に関する疑義のある支出について随時監査を実施したが、追加的な検証は行っていない。
- ◆ この随時監査の対象には、後に百条委員会が明らかにした複数の宿泊費不正事案等が含まれていた。

【明らかになった問題点】

本件事業においては、事業主体の整理、会計基礎帳簿の整備、事業別収支区分、徴収制度の整理及び税務主体の整理といった、行政事業としての基本的事項が長期間にわたり確立されていなかった。これらは、いずれも行政事業の適法性及び適正性の前提をなす事項であり、本来であれば監査において把握され、必要な是正が求められるべきものである。

にもかかわらず、監査委員自らが、かててについて特段の監査を行っていなかったこと、通帳確認にとどまり、事業内容、収支構造、資金使途及び法的位置付けに踏み込んだ確認を行っていなかったことを認めている以上、監査制度が本来果たすべき財務監視機能は、少なくとも本件に関する限り、作動していなかったとみざるを得ない。

また、宿泊証明書問題についても、監査の過程で疑義が把握されていたにもかかわらず、重大な不正の可能性を含むものとして十分に扱われず、書類不備として処理されていた。

監査制度は、直接に懲戒処分を行う制度ではないとしても、不適正な支出又はその疑いを明確に把握し、関係機関に是正を促すべき役割を有している。不正の疑い自体の把握及び指摘の強度を弱めることは、監査制度の趣旨と整合するものとはいえない。

本件宿泊費不正事案が、その後の百条委員会調査を経て複数事案へと広がり、処分も大きく変更された経過に照らせば、当初監査段階における問題把握は十分でなかったと評価される。

随時監査が実施された後も、追加的な検証や追跡確認が十分に行われたとは認められない。

『大刀洗マルシェかてて』は任意団体ではない」との説明がなされたのであれば、むしろ、町直営又は町の事業として整理した場合に当然に生じる収入計上、公金管理及び総計予算主義との関係まで含めて、より深い検証が必要であった。

それにもかかわらず、そのような追跡確認や是正要求が行われたことを示す資料は確認できない。

このことは、監査において、行政側の説明を受けるにとどまり、その説明から生ずる財務会計上の問題まで踏み込んで検証する姿勢がなかったことを示している。

加えて、現在の監査体制では個別事業の書類を一つ一つ精査することは困難であるとの限界も示されている。しかし、体制に制約があることと、監査制度が本来果たすべき機能が実際に果たされていたかどうかとは別問題である。

本件では、疑義のある支出が把握され、一覧表及び関係資料も整理され、定期監査における指摘も存在していたのであって、少なくとも、監査委員として疑義の所在を明確に把握し、追跡確認を行い、必要な是正を求める契機は十分に存在していた。

それにもかかわらず、その後の統制回復の有無、帳簿整備の進展、事業区分の明確化及び税務処理の整理状況について、継続的に確認が行われた形跡は認められない。

以上によれば、本件においては、監査制度が、行政事業としての基本的事項の欠如を十分に把握し、適時に是正へ結び付けるという役割を果たしていたとは認められない。

したがって、ここで明らかになったのは、個別の指摘が一部存在したにもかかわらず、それが

統制の回復又は制度整理の徹底にまでつながらず、監査が結果としてその機能を果たせていなかったという点である。

監査体制に限界があったとしても、それは監査機能が十分に作動しなかった事情の説明となり得るにとどまり、その不作動を正当化するものではない。

5. 両事案に共通する行政責任及びガバナンス上の問題

宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる問題は、表面上は、それぞれ異なる性質を有する事案である。

しかし、本委員会が両事案を通じて認定したのは、いずれの事案においても、文書による統制、会計による資金管理、決裁による責任の明確化及び監査による検証が、行政組織として一体的に作動していなかったという点である。

両事案に共通して問われるべきなのは、個別担当者の処理の当否にとどまらず、執行機関が、制度をもって公金支出及び行政運営を統制し、問題発覚後に自律的に事実を把握し、責任を明確にし、議会及び住民に対して説明を尽くす機能を備えていたかどうかという点である。

宿泊費不正事案においては、職員が自ら作成した宿泊証明書を必要書類として旅費請求に用い、会計課がこれを根拠として宿泊費を支払っていた。その後、町は、発覚当初、1件の事案として訓告処分を行ったが、同種事案の有無を直ちに確認せず、本委員会の調査が進んだ後に再調査へ移行した。さらに、旅費事務運用の変更提案についても、提案、協議、決裁及び確定の過程を裏付ける文書を示していない。

この経過に照らすと、本件で失われていたのは、単に一職員の規範意識ではない。

欠落していたのは、公金支出の前提資料の真正性を確認し、疑義発覚後に全容を把握し、再発防止へ接続させるべき内部統制機能である。

他方、かてて事案においては、町が、販売スタッフとして町の会計年度任用職員に従事させ、事務関係を町役場職員に担わせ、その人的経費を全て一般会計予算から支出し、人件費、旅費及び消耗品費も一般会計から支出しながら、売上金及び手数料収入は一般会計に直接計上せず、別口座で管理していた。町は、事業主体、収支帰属、公費支出の根拠、手数料徴収の根拠、雑入繰入額の算定過程、税務主体及び責任主体を基礎付ける制度文書、会計資料及び税務資料を備えていない。

この経過に照らすと、本件で失われていたのは、単なる帳簿又は規程の一部ではなく、欠落していたのは、行政事業としての適法性及び適正性を外部から検証する基盤そのものである。

両事案は、対象となる行政分野を異にするが、両事案に共通して認められるのは、第一に、公金支出の前提となる制度文書又は証拠資料を町が備えず、又は確認せずに運用を継続していたこと、第二に、問題発覚後も町が自律的に全体像を把握し、事実認定を確定する機能を作動させていないこと、第三に、責任主体及び意思決定過程を文書により明らかにしていないこと、第四に、監査がこれらを統制回復へ結び付けていないことである。

すなわち、両事案は、分野こそ異なるものの、いずれも、制度により統制すべき事項を慣行又は事後説明に委ね、その結果として責任の所在及び法的構成を曖昧にしたまま運用を継続していたという同一の統治不全を示している。

宿泊費不正事案では、内部調査、処分判断及び運用変更統制が作動していないのであり、かてて事案では、事業主体、公費支出、収入管理、税務処理及び監査の基盤が成立していない。

このような状態が継続した以上、その責任は、特定の担当者のみならず、所管課の管理職、関係部局の決裁責任者、監査委員、さらに執行機関全体の制度設計及び管理監督責任として把握しなければならない。

町長は、再出頭証言において、担当者任せとなっていたこと、庁内全体として共通認識を持てていなかったこと、最終的な責任は町長を含む管理監督側にあるとの趣旨を述べている。

このことは、本件が、現場実務の個別的逸脱にとどまらず、上位の管理監督責任に及ぶ事案であることを示している。

また、両事案に共通して認められるのは、問題発覚後においても、町が、事実関係、責任主体及び法的構成について、一貫した説明を示していないという点である。

宿泊費不正事案では、当初処分と再処分との間で認定対象及び処分内容が大きく変動しながら、町は、その判断過程を基礎付ける資料を本委員会に提出していない。

かてて事案では、町直営、任意団体、準公金団体その他の説明が時期により変動しながら、町は、そのいずれを基礎付ける制度文書も示していない。

このことは、単なる説明不足ではない。

ここで認められるのは、執行機関が、文書による統制及び記録による裏付けを欠いたまま運用を継続し、その結果、問題発覚後もなお責任の所在及び法的評価を確定することができない状態にとどまっているという事実である。

行政責任の観点から重要なのは、直営事業であるか、任意団体方式であるか、又は協議会方式であるかによって、検証義務及び説明義務が左右されるものではないという点である。

町が実質的に関与し、町費、人員及び行政事務と接続した運営を継続していた以上、その事業に係る公費支出、徴収資金、資金管理及びその使途について、町は、一貫して重い検証義務と説明義務を負う。

同様に、旅費支出についても、条例に基づく公金支出である以上、町は、確認手続、疑義発覚後の調査、処分判断及び再発防止措置について重い管理監督責任を負う。

この点において、本件における行政責任は看過することができない。

宿泊費不正事案は、その統治不全を顕在化させた入口事案であり、かてて事案は、その統治不全が長期間にわたり固定化していた構造を示す事案であった。

したがって、両事案は、別個独立の個別問題としてではなく、大刀洗町における行政組織の統治、財務規律及び責任所在の不全が表面化した事案として一体的に把握しなければならない。

以上により、両事案に共通して、執行機関が、法令、会計、文書及び監査により行政運営を自律的に統制する機能を作動させず、その結果として公金支出の適法性、適正性及び責任主体の検

証を困難にしたという、行政責任及びガバナンス上の重大な問題が認められる。

第9章 議会調査に対する行政の対応

本委員会の調査においては、宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる事実関係そのものに加え、これらに対して執行機関がいかなる対応を示したのかも、独立した検証対象となった。

本件各事案では、帳簿、証憑、契約書、規約、決裁文書、税務資料その他、事実認定の基礎となるべき資料が当初から体系的に整えられていたわけではなく、事業主体及び法的構成に関する町の説明も一貫していなかった。

したがって、百条委員会による事実解明の到達範囲は、執行機関が、どの資料を提出し、どの説明を行い、どのような法的主張を採ったのかによって、直接左右される構造にあった。

このため、本章において本委員会が検討するのは、単に行政が百条委員会に協力的であったか否かという一般論ではない。

本章において問うべきなのは、議会が地方自治法第100条に基づいて発動した調査権に対し、執行機関がいかなる態度を示し、そのことが事実認定、責任所在の明確化及び最終報告書の取りまとめにいかなる影響を及ぼしたのかという点である。

本委員会の調査過程において、執行機関は、町長記者会見を行い、第三者委員会を設置し、意見交換会及び専門委員による説明を行い、第三者委員会による記録閲覧・複写請求を行い、資料提出要求に対して限定的な対応を示し、中山哲志町長の不出頭及び再出頭をめぐる主張を行い、さらに百条委員会設置議決そのものについて再議を申し立てた。

本委員会が重視するのは、それらは、百条委員会による調査に対し、執行機関が、独自の調査枠組み及び説明経路を構築しつつ、資料提出の限定、尋問への異議及び法的主張を段階的に重ねていった一連の経過であるという点である。

本件において、執行機関は、一方で独自の第三者委員会を設置し、外部説明及び内部説明の枠組みを構築した。

他方で、百条委員会による資料収集、証人喚問及び調査権の行使に対しては、資料の限定提出、出頭への異議、調査事項の特定性に関する反論及び再議の申立てを行った。

このことは、執行機関が、百条委員会による事実解明と並行して、自らの整理及び評価の枠組みを形成し、その一方で、議会調査の到達範囲に対して法的及び実務的な制約を加えていたことを示している。

本章で扱う行政対応は、単なる付随的経過としてではなく、百条調査の調査を著しく阻害した事実として位置付けなければならない。

百条委員会による調査は、行政内部の自己点検、任意の資料提出又は事後的説明のみによっては、なお事実の全容に到達することができず、議会として独立に事実を確認し、責任所在を明らかにする必要がある場合にこそ、その意義を持つ。

本件において、執行機関の対応が、資料提出の限定、説明内容の変遷、独自調査枠組みの形成及び設置議決そのものに対する法的争いへと展開したことは、まさに、通常の行政内部処理のみでは事実の確定及び責任の明確化に到達し得なかったことを示している。

その意味において、本章は、百条委員会による調査がなぜ必要であったのかを、執行機関の対応の経過によって裏付ける章でもある。

本委員会は、以上の観点から、本章各項において、町長記者会見、第三者委員会の設置、意見交換会及び専門委員による説明、第三者委員会による記録閲覧・複写請求、資料提出要求への対応、町長の不出頭及び再出頭、再議の提起並びに調査の継続及び終期整理について順次検討する。

そして、本委員会は、これらの行政対応の結果、百条委員会による事実認定及び責任所在の明確化に制約を及ぼしたこと、並びにそのこと自体が、本件におけるガバナンス上の問題の表れであったことを明らかにする。

1. 第三者委員会の設置

町は、宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる問題が顕在化した後、第三者委員会を設置した。外部の視点を導入し、事実関係の整理及び再発防止策の検討を図ること自体は否定されるものではない。また、第三者委員会が、かてて事案等について一定の指摘を行ったことも、本件経過の一部として位置付けることができる。

本件において本委員会が問うべきなのは、百条委員会による議会調査と並行して、町が、いかなる根拠の下で独自の調査及び評価の枠組みを構築したのかという点である。

町は、第三者委員会を条例に基づく附属機関としてではなく、要綱に基づいて設置した。議会の議決を経た、制度に基づく機関ではなく、執行機関の判断によって設けた調査機関である。また、町は、第三者委員会の経費として予備費から 502 万円を充用した。予備費充用が直ちに違法又は不当であるというものではないが、町が構築した相当額の公費を要する独自調査体制について、当初予算又は補正予算に計上せず、予備費によって立ち上げたことは、軽視することができない事実である。

さらに重要なのは、町が、第三者委員会の調査事項の中に、かてての経理処理に関する事項及び宿泊証明書偽造による処分事案に関する事項に加え、百条委員会の運営に関する事項まで含めていた点である。百条委員会は、地方自治法第 100 条に基づく議会固有の調査権の行使であり、執行機関が設置した委員会の検証対象として当然に取り扱うことができる性質のものではない。

町長は、町側と百条委員会側とで、かててをめぐる見方、特に職員の不正又は横領の有無等に関する認識が異なっていたため、公平・中立な第三者に調査を委託した旨を述べている。しかし、そのような相違が存在したからこそ、議会は、執行機関から独立した立場で事実を確認し、責任所在を明らかにする必要があったのである。町長の説明は、第三者委員会設置の動機を述べるも

のではあっても、百条委員会による独立調査の必要性を否定する根拠にはならない。

2. 町長記者会見、意見交換会及び専門委員による説明への対応

宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる問題について、町は、町長記者会見、町民との意見交換会及び職員説明会を実施し、対外的及び対内的な説明を行った。本件において本委員会が問うべきなのは、そのような説明の場を設けたことではなく、百条委員会による調査が継続している最中に、町が、調査対象事実の受け止め方について一定の評価を先行して提示し得る説明を行っていた点である。

町が行った説明は、事実経過の周知にとどまるものではなく、町が委嘱した馬場伸一専門委員は、町民との意見交換会及び職員説明会において、本委員会の調査対象に関わる事業及び経理上の問題について説明を行い、調査が完了していない段階で「不正はない」とする趣旨の説明が含まれていた。また、準公金団体の事例紹介において用いられた同一団体が、別の公開研修資料では不正事例として紹介されていた事実も確認されている。さらに、説明資料には、著作権を有するイラストを無断で使用していた事実も認められた。

百条委員会による調査が継続し、事実認定が確定していない段階での町民又は職員に対する説明は、事案の受け止め方に直接影響を及ぼし得るものであるから、その内容には通常以上の慎重性が求められる。にもかかわらず、本件では、調査完了前に結論を先取りする趣旨の説明が行われていたのであって、その影響を軽視することはできない。

さらに重要なのは、その説明に馬場伸一専門委員が関与していた点である。馬場伸一専門委員は、監査実務及び監査研修に関与する立場にある者であり、その説明は、一般の行政説明とは異なり、専門的権威を帯びて受け止められ得る。そのような立場にある者が、百条委員会による調査継続中の事案について説明を行う以上、その内容は、事実認定が未了であることを踏まえ、厳格な中立性及び慎重性を保たなければならない。しかし、本件においては、その前提が貫かれていたとは認め難い。

加えて、当該専門委員は、職員説明会の場において、第三者委員会の設置を中山哲志町長に進言した経緯について、自ら提案した旨を述べている。

本件における町長記者会見、意見交換会及び馬場伸一専門委員による説明は、百条委員会による議会調査と並行して、執行機関が、馬場伸一専門委員の関与の下、調査対象事実に関する自らの整理及び評価の枠組みを、外部及び内部へ先行提示していた行政対応である。

3. 第三者委員会による記録閲覧・複写請求への対応

第三者委員会の活動に関連しては、百条委員会が収集し、保全し、又は作成した記録について、閲覧及び複写請求が行われた。

百条委員会が保有する記録は、執行機関の内部文書の延長として存在するものではない。百条委員会は、地方自治法第 100 条に基づく議会固有の調査権を行使し、証言、資料提出要求その他の手段によって、議会自らの責任において事実認定の基礎資料を収集する。その結果として保有する記録は、議会が自らの権限と責任の下で管理すべき調査記録であって、執行機関が設置した第三者委員会に対し、当然に閲覧又は複写を認めるべき性質のものではない。その提供の可否は、百条委員会自らが、当該資料の性質、提出経過、保全の必要性及び第三者提供の相当性を踏まえて判断すべき問題である。

中山哲志町長は、再出頭証言において、執行機関側としては、第三者委員会に必要な資料が何らかの形で閲覧又は交付されるものと認識していた旨を述べている。しかし、町から提出を受けた資料であっても、百条委員会が地方自治法第 100 条に基づく調査の過程で取得し、議会の調査記録として保全した以上、その後の管理及び提供の判断は議会側に帰属する。

本件資料の中には、任意団体に関する資料その他、その性質上、再提供の可否を個別に検討しなければならないものが含まれていた。このような資料について、執行機関が設置した第三者委員会から請求があったからといって、一律に閲覧又は複写に応ずることはできない。

百条委員会は、当該資料がいかなる経過で提出され、いかなる目的の下で保全され、第三者提供によっていかなる影響が生じるのかを踏まえ、その都度判断しなければならない。これは、百条委員会が保有する調査記録の独立性及び管理権限に関わる問題である。

なお、この第三者委員会についての問題点について法的助言者の立場からの補足意見を添付文書 4 として添付した。

4. 資料提出要求への対応

本委員会の調査においては、現に存在する資料の内容を確認することに加え、いかなる資料が存在せず、なぜ存在しないのかを把握すること自体が、重要な調査対象であった。

宿泊費不正事案においては、処分判断の基礎資料、調査資料及び意思決定過程を示す文書の有無が直接問題となり、かてて事案においては、規約、契約、帳簿、証憑、事業別収支資料、税務資料その他、事業主体及び収支構造を基礎付ける資料の存否それ自体が本件の核心に関わっていた。そのため、百条委員会による資料提出要求は、単に補助的な確認手段ではなく、事実認定及び責任所在の明確化の前提を形成する中核的な調査手段であった。

しかし、本件において町は、資料提出要求に対し、常に調査の必要に応じた対応を行ったとはいえない。とりわけ、宿泊費不正事案については、本委員会が処分決定過程及び調査資料の提出を求めたにもかかわらず、町はこれを提出していない。

また、かてて事案についても、本委員会は、帳簿、証憑、収支資料、協議会設立後の経理資料その他の提出を繰り返し求めたが、なお提出されていない資料が存在する。その結果、本委員会

は、断片的に提出された資料及び証言を突き合わせながら事実認定を積み上げざるを得ず、本来であれば行政内部において体系的に保有されているべき資料に基づいて検証を進めることができなかつた。

この点に関し、本件で問うべきなのは、制度文書及び会計資料の不存在それ自体が問題となっている事案において、町が、議会による事実確認に必要な資料を提出せず、又は提出できない状態のまま推移したことにより、百条委員会の調査能力そのものに制約を生じさせたという点である。

基礎資料が乏しい中で追加資料まで提出されないという状態は、単なる非協力という一語では尽くし得ず、議会調査の前提条件そのものを損なう。

また、中山哲志町長再出頭証言においては、百条委員会が資料を保全しているため、第三者委員会又は執行機関側で十分な検証ができなかつた旨、あるいは証拠書類の返還又は写しの交付が必要である旨の説明がされている。しかし、ここで先に問題となるべきは、行政内部において、基礎資料、帳簿、証憑及び決裁資料が体系的に整備され、保存されていたかどうかである。

仮に議会が一定の資料を保全していたとしても、それによって行政内部における文書整備義務又は保存責任が軽減されるものではない。百条委員会が資料を保全したことをもって、執行機関側が自らの文書管理及び資料保存の不備を正当化することはできない。

さらに、本件においては、提出後に作成した資料は対象外であるとの主張、又は百条委員会の調査対象を限定的に解する前提に立った対応もみられた。しかし、百条委員会が求めたのは、恣意的に調査対象を拡張するためではなく、既に顕在化している疑義を基礎付け、又はその存否を確認するために必要な資料である。

事業主体、収支帰属、公費支出の根拠、税務処理及び責任主体が問題となっている本件において、資料提出要求を狭く解し、又は提出の範囲を限定することは、事実解明そのものを困難にする結果を招く。

本件では、資料提出要求への対応が不十分であったことにより、百条委員会は、何が存在するのかわかりだけでなく、何が存在しないのかも、提出資料の不足から逆算的に認定せざるを得ない場面が少なくなかつた。このことは、通常の行政調査において想定される状態ではない。

行政内部において本来備わっているべき制度文書、会計資料及び意思決定記録が提出されず、又は存在しないために、議会が断片的資料と証言とをつなぎ合わせて全体像を復元せざるを得なかつたのである。この調査の困難自体が、町の行政運営における文書統制及び会計統制の欠如を示していた。

以上によれば、これは、執行機関が、百条委員会による事実認定及び責任所在の明確化に必要な基礎資料を提出せず、又は提出できない状態のまま推移したことにより、議会調査の実効性及び到達範囲に直接の制約を及ぼした行政対応として把握されなければならない。

5. 証人喚問並びに中山哲志町長の不出頭及び再出頭への対応

本委員会は、宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる事実経過、意思決定過程及び責任所在を明らかにするため、複数の関係者に対し証人喚問を行った。

本件において証人喚問が重要であったのは、単に個別の事実を補充するためではない。町は、処分判断資料、決裁記録、制度文書、帳簿、収支資料その他、事実認定の基礎となるべき資料を網羅的に備えておらず、又は本委員会に提出していない。

そのため、本委員会は、誰が、いつ、いかなる認識の下で関与し、どの段階で判断を行ったのかを、証言によって確認せざるを得なかった。すなわち、本件において証人喚問は補助的手段ではなく、事実認定に不可欠な調査手段であった。

しかし、証人喚問の過程では、「指示していない」「承認しただけ」「報告を受けただけ」「担当者が処理した」といった趣旨の説明が繰り返された。

このような説明は、個別の関与を限定して述べる形式をとりながら、全体としては、責任主体及び判断主体を分散させ、又は曖昧にする作用を有する。本件のように、もともと制度文書及び決裁記録が欠けている事案においては、そのような証言の積み重なりは、百条委員会による責任所在の特定を一層困難にした。

また、町長は、百条委員会からの証人出頭請求に対し、出頭請求に応じかねる旨を文書で回答した。

町長は、その理由として、第一に、百条委員会の調査事項が個別具体的かつ限定的に特定されておらず、「公金の支出に関する事務」という設定では行政全般にわたる網羅的調査になるとの疑義、第二に、既に一度証人として出頭しており、再尋問の必要性が示されていないとの主張、第三に、今回の請求でも個別具体的な尋問事項が示されていないこと、前回尋問では関連性のない質問、重複質問、意見を求める質問等があったとの主張を掲げた。

この文書は、単なる欠席連絡ではない。町長は、証人出頭請求への応答の形式をとりながら、百条委員会の調査対象、再尋問の必要性及び尋問手続の相当性そのものに対して包括的な異議を述べている。すなわち、町長の不出頭は、単なる日程又は都合の問題ではなく、百条委員会の調査権行使のあり方自体を争点化する対応であった。

その後、中山哲志町長は再出頭したが、再出頭によって、町側の説明構造が直ちに一貫したものとなったわけではない。再出頭証言を通じて明らかになったのは、事業主体、税務処理、登録番号の使用、補助金支出の考え方、担当者任せとなっていたこと及び庁内で共通認識を持っていなかったことなど、執行機関内部の説明及び認識に、なお揺れが残っていたという点である。

したがって、再出頭は、単に前回証言を補充したにとどまらず、執行機関側の説明が、なお統一的な制度文書及び意思決定記録に支えられていないことを示す経過でもあった。

本委員会は、中山哲志町長の不出頭及び再出頭の経過を、出頭の有無それ自体の問題としてではなく、百条委員会による調査の有効性、執行機関側説明の整合性をめぐる問題として把握する。

町長は、不出頭通知において、百条委員会の調査事項の特定性及び尋問の相当性に異議を述べ、

その後再出頭したが、再出頭証言においても、責任所在及び制度的説明を一義的に確定する資料は示されていない。

この経過は、執行機関が、百条委員会による証人喚問に対し、単に受動的に応じたのではなく、その必要性及び手続自体に異議を唱えつつ、なお説明の一貫性を確保していなかったことを示している。

以上によれば、本件における証人喚問並びに中山哲志町長の不出頭及び再出頭への対応は、本委員会が、資料の欠落を補うために証言に依拠せざるを得ない状況の下で、執行機関側が、責任所在の分散的説明を重ね、さらに中山哲志町長が調査権行使そのものに異議を述べたことにより、議会による事実認定及び責任主体の特定に制約を及ぼした行政対応として把握されなければならない。

6. 再議の提起

令和8年2月24日、中山哲志町長は、地方自治法第176条第4項に基づき、令和6年12月18日議決の「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規定等の調査に関する決議」について再議を申し立てた。

町長は、申立書において、当該決議が地方自治法第100条第1項に定める調査権の範囲を逸脱し、法令に違反すると主張した。具体的には、「公金の支出に関する事務」という調査事項は、対象事務の種類、内容、期間及び用途等が特定されておらず、町政全般に及ぶ一般的・包括的調査に当たるとし、また、「職員の懲戒規定等の調査」についても、懲戒処分は処分権者の裁量に委ねられているから議会の権限を超えるか、少なくとも調査対象が特定されていないと主張した。

本件において本委員会が重視するのは、中山哲志町長が、百条委員会の運営又は個別の尋問手法に対する異議にとどまらず、百条委員会設置議決そのものの効力を争い、議会が地方自治法第100条に基づいて発動した調査権の法的基盤自体を争点化したという点である。

すなわち、本件再議は、単なる手続上の意見対立ではなく、議会が発動した強制調査権そのものに対する法的異議申立てであった。

本件各事案の調査過程においては、既に、資料提出要求に対する限定的対応、証人出頭への異議、調査事項の特定性に関する反論等が継続していた。中山哲志町長は、不出頭通知においても、百条委員会の調査事項が包括的であること、再尋問の必要性が示されていないこと、尋問事項が個別具体的でないこと等を理由として、調査権行使のあり方そのものに異議を述べていた。

再議の提起は、これらの主張が、最終的に百条委員会設置議決自体の効力を争う段階にまで進んだことを意味する。したがって、本件再議は、個別対応の延長上にある一過性の措置ではなく、執行機関が百条委員会の法的基盤そのものを争うに至った一連の行政対応の到達点として把握しなければならない。

また、中山哲志町長は、議会が「公金の支出に関する事務」及び「職員の懲戒規定等」という調査事項を掲げて百条委員会を設置したことについて、それ自体が地方自治法第 100 条の許容範囲を超えると主張した。

しかし、本件各事案において本委員会が調査対象としたのは、町政一般を抽象的又は無限定に調査することではなく、宿泊費不正事案及び大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる現れた、公金支出、懲戒規程運用、会計処理、事業主体、監査対応その他の具体的事実である。

中山哲志町長の再議申立ては、こうした具体的調査の積み重ねに対し、その根拠となる設置議決自体を包括的に違法と位置付けるものであって、結果として、百条委員会による事実解明の正当性そのものを否定するものと認められる。

この経過は、執行機関が、百条委員会の個別の調査手法に異議を述べるにとどまらず、議会が発動した地方自治法第 100 条に基づく調査権そのものの法的基盤を争い、議会による事実認定及び責任所在の明確化を根底から制約しようとした行政対応として把握されなければならない。

百条委員会設置議決に対する再議については、議会において原議決が維持され、百条委員会は引き続き存続することとなった。その後、議会は、原決議の効力を前提として、調査運用の確認及び調査終期の明確化に関する決議を行った。この決議は、原決議の調査事項を変更し、又はこれを狭める趣旨のものではなく、百条委員会がこれまで行ってきた調査の進め方を確認するとともに、最終報告書の提出をもって調査を終えることを議会として整理したものである。

第 10 章 結論及び提言

本委員会は、地方自治法第 100 条に基づく調査の結果、事実認定及び評価を踏まえ、必要な措置を明らかにするため、以下のとおり結論及び提言を示す。

本委員会は司法機関ではなく、最終的な違法性の確定判断を行う立場にはない。しかしながら、本件において明らかとなった事実関係に照らせば、適法かつ適正な行政執行であったと評価することはできず、著しく不適正な行政運営が長期間にわたり継続していた疑いは極めて重大である。

よって、議会の正式な記録として、以下、本件に関する結論及び提言を明らかにする。

1. 宿泊費不正事案に関する結論及び提言

本件の背景には、旅費支出管理における統制の弛緩、調査機能の不徹底及び責任所在の不明確化が重なっていたと結論せざるを得ない。本件は、不正請求の有無のみをもって終結し得る問題ではない。

本件において問われるべきは、なぜ発覚後も直ちに全容解明へ移行しなかったのか、なぜ返還及び処分の判断根拠が十分に示されないのか、さらに、なぜ支給要件に関わる運用見直しが記録不備のまま扱われたのかという、行政組織全体の問題である。

本委員会は、本件宿泊費不正事案について、個別職員に対する処分のみをもって終結させるこ

とはできないと判断する。

町は、偽造宿泊証明書を用いた請求、宿泊実績を確認することができない支出、返還対象を限定した判断及びその後の運用変更の取扱いを含め、一連の経過全体について、再整理及び再検証を行い、その結果を議会及び住民に対して明らかにしなければならない。

どの請求について、いかなる資料に基づき支出が行われ、なぜ返還対象が限定され、なぜ当初処分と再処分との間に大きな差異が生じたのかについては、判断の根拠を客観的に説明し得る状態にまで整理し直されなければならない。

また、本件の責任は、請求者個人の行為のみに帰されるものではない。疑義発覚後に直ちに全体調査へ移行しなかった調査体制、処分判断及び返還判断の基礎を十分に記録化しなかった意思決定体制並びにそれらを統括すべき管理監督体制について、組織として責任の所在を明確にしなければならない。

さらに、町は、旅費支出事務について、真正な証拠資料による確認を厳格に徹底する制度へ直ちに改めなければならない。宿泊実績を裏付ける資料について、請求者本人作成の文書が実質的に通用する余地を一切残してはならず、疑義が生じた場合には、当該一件に限定することなく、対象期間全体及び同種事案の有無を直ちに確認する手順を明文化し、運用しなければならない。

また、旅費事務の運用変更については、提案、協議、決裁及び確定の各段階を文書により明確に残すことを不可欠とし、口頭了解又は曖昧な周知による運用変更を許してはならない。

本委員会は、本件宿泊費不正事案を、単なる一職員の非違として処理することを容認しない。

本件は、公金支出の確認、調査、処分及び運用統制の各段階において行政組織の機能不全が露呈した重大事案であり、独立に検証され、整理され、責任が明確にされなければならない。

2. 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関する結論及び提言

大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）をめぐる問題は、個別の会計不備又は一時的な運用上の欠陥の集積ではない。

本件は、法的及び制度的基礎付けを欠いたまま、行政関与、公費支出、収入管理、手数料徴収、別口座管理、一般会計への繰入れ及び税務処理を長期間継続した構造的な事案であり、地方自治法第2条第14項が要請する法令遵守原則及び適正かつ合理的な行政運営との整合を認めることはできない。

また、本件公費支出については、その法的構成及び支出根拠を裏付ける制度文書が確認できず、収入及び資金管理についても公会計上の統制を欠いていた以上、適法性及び適正性に極めて重大な疑義があると結論せざるを得ない。

そして、本委員会が特に重く指摘しなければならないのは、かてての過去の運営に対する責任である。

旧さくら市場の設立以来、約 15 年にわたり、事業主体、会計主体、課税主体及び責任主体を確定し得ないまま、町が公費を投入し、人員を関与させ、資金を管理し、対外的取引を継続してきたという、その過去の運営それ自体にこそ、本件の中核的問題がある。

したがって、令和 7 年度以降に協議会が設立され、一定の制度整備が行われたとしても、そのことをもって、従前の運営に内在していた問題が当然に治癒され、又は解消されたものとして取り扱うことはできない。

後年になって初めて要綱、財務要領、代表者、監査規定及び総会承認手続等が整えられたという事実は、それ以前の運営において、事業主体、意思決定、会計処理及び責任主体を基礎付ける制度が存在していなかったことを、結果として示している。

かてての過去は、現在の協議会運営とは明確に切り分けられ、独立した検証及び整理の対象として位置付けられなければならない。

本件においては、帳簿、証憑、規約、契約、税務資料その他の基礎資料の不存在又は欠落により、過去の収支、責任主体及び法的構成の全容を完全に復元することができない部分も存在する。しかし、そのことは、過去の問題を不問に付してよい理由にはならない。復元できない部分が存在すること自体が、本件運営の異常性を示すものであり、可能な限り事実を復元し、なお復元できない部分については、資料不存在又は確認不能として、その理由及び経過を含めて公的に記録しなければならない。

問題の核心を、後年の制度整備又は現行体制への移行によって事実上収束させることは許されない。

加えて、本件においては、過去の未整理状態から生じた税務上及び会計上の問題を、現在の公費支出によって処理しようとする動きも認められる。そのような処理が許容されるためには、いかなる法的構成の下で当該負担が発生し、なぜこれを現在の町費によって処理し得るのかについて、明確な整理と説明が不可欠である。

過去の責任主体及び法的構成が曖昧なまま、現在の公費によって事後処理のみを進めることは、新たな説明不能状態を生じさせるおそれがある。

以上により、本委員会は、かてての過去について、後年の体制変更又は制度整備によって当然に治癒されたものとみることはできず、過去の運営それ自体について、独立した清算及び責任整理を要する状態がなお残されていると結論する。

本件は、過去の運営に係る会計処理、税務処理、公費支出の法的構成、収入管理、一般会計への繰入れ及び意思決定過程について、可能な限り再整理及び再検証を要する事案であり、あわせて、誰が、いかなる立場と権限の下で、何を決定し、何を放置し、何を是正しなかったのかについて、組織として責任の所在を明確にしなければ終結し得ない事案である。

必要に応じて、法的措置、財務上の措置その他の処理の要否についても検討し、その結果を議会に報告しなければならない。

本委員会は、かてての過去を、未整理のまま現在の運営へ接続させることを容認しない。過去は過去として独立に検証され、清算され、責任が整理されなければならない。

それなくして、本件が終わったものとみなすことはできない。

3. 両事案に共通する結論及び提言

宿泊費不正事案及びかてて事案に共通して認められるのは、文書による統制、会計による管理、決裁による責任の明確化及び監査による検証が、一体として機能していなかったことである。

これは、個別担当者の問題に矮小化することのできない、執行機関全体のガバナンス不全である。

本委員会は、以上により、本件を、地方自治体として看過し得ない重大な行政構造問題が顕在化した事案であると結論する。

議会としても、本件のような状態が長期間にわたり顕在化するまで、平時における監視機能を十分に果たしていたかについては、重く受け止めなければならない。

議会は、この反省の上に立ち、本件を一過性の不祥事として終わらせることなく、執行機関に対し、是正状況、責任整理の進捗、清算処理の経過及び資料整備状況について、継続的かつ具体的な報告を求め、必要がある場合には、更なる調査権限の行使を含め、厳正に対応しなければならない。

以上、本委員会は、執行機関に対し、本報告書において認定された事実を厳粛に受け止め、前記のとおり必要な再整理、再検証、清算及び責任整理を遅滞なく実行に移すことを強く求める。

4. 拒否

中山哲志町長	出頭拒否	2回
	資料提出拒否	4回

5. 告発

本委員会は、公金の支出に関する事務の調査過程において、調査のため必要な資料等を中山哲志町長に要求したが、町長は複数回にわたり正当な理由なくこれに応じなかったため、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと判断し、議長に申し入れを行うことに決定した。

(提出拒否の詳細は添付文書3を参照のこと)

併せて、職員佐々木大輔の証言に関しては、令和7年6月6日の委員長報告でも示した通り、証言の一部を虚偽と認め、告発すべきものと既に判断しているところである。

6. 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和6年度分 15万円以内（令和6年12月18日議決）

令和7年度分 490万円以内（令和7年3月4日議決）

(2) 決算額

6年度 127,420円

7年度（3月20日までの執行済額） 2,048,190円

（うち 法的助言 968,080円、会議録作成費 974,204円、他費用弁償含む 105,906円）

委員会開催状況

回	開催日	調査の概要
第1回	令和6年12月18日	正副委員長の互選
第2回	令和7年1月9日	委員会の運営について 記録提出の要求等について
第3回	令和7年1月27日	参考人からの意見聴取 証人出頭要求について 記録提出の要求について
第4回	令和7年2月17日	証人尋問 記録提出の要求等について
第5回	令和7年3月5日	証人尋問 記録提出の要求等について
第6回	令和7年3月17日	文書の保管について
第7回	令和7年4月7日	記録提出の要求等について
第8回	令和7年4月24日	証人尋問 記録提出の要求等について
第9回	令和7年5月22日	証人尋問 記録提出の要求等について
第10回	令和7年6月2日	調査事項の検証等について
第11回	令和7年6月12日	証人尋問 記録提出の要求等について
第12回	令和7年7月10日	証人尋問 記録提出の要求等について
第13回	令和7年7月17日	調査事項の検証等について
第14回	令和7年7月25日	証人尋問 記録提出の要求等について
第15回	令和7年8月5日	証人尋問 記録提出の要求等について
第16回	令和7年8月27日	調査の継続について
第17回	令和7年9月3日	記録提出の要求等について
第18回	令和7年9月18日	中間報告書等について
第19回	令和7年10月7日	記録提出要求等について

回	開催日	調査の概要
第20回	令和7年10月9日	記録提出要求等について
第21回	令和7年10月17日	調査事項の検証等について
第22回	令和7年10月23日	記録提出要求等について
第23回	令和7年11月20日	記録提出要求等について 調査事項の検証等について
第24回	令和7年12月2日	記録提出要求等について 調査事項の検証等について
第25回	令和7年12月12日	記録提出要求等について
第26回	令和7年12月18日	調査事項の検証等について
第27回	令和8年1月6日	調査事項の検証等について
第28回	令和7年1月15日	証人出頭要求について 記録提出要求等について
第29回	令和8年1月28日	証人喚問 調査事項の検証等について
第30回	令和8年2月3日	調査事項の検証等について
第31回	令和8年2月6日	証人喚問（町長）※出頭せず 証人出頭要求について 参考人からの意見聴取
第32回	令和8年2月25日	調査事項の検証等について
第33回	令和8年2月27日	証人喚問（町長）※出頭せず
第34回	令和8年3月2日	調査事項の検証等について
第35回	令和8年3月4日	証人出頭要求について 記録提出要求等について
第36回	令和8年3月5日	証人出頭要求について
第37回	令和8年3月9日	証人出頭要求について
第38回	令和8年3月12日	証人喚問
第39回	令和8年3月16日	証人出頭要求について
第40回	令和8年3月18日	証人喚問
第41回	令和8年3月25日	最終報告書について

参考人、証人の出席

年月日	参考人/証人	意見を求めた事項	出頭の可否
令和7年1月27日	D大刀洗町会計管理者 兼会計課長	公金の支出に関する事務の調査	出頭
令和7年2月17日	村田まみ 地域振興課長	大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）に関する公金の支出について	出頭
	F企画財政課長	「出張旅費に関する留意点」について	出頭
令和7年3月5日	A税務課職員	「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の運営について	出頭
	B地域振興課職員	「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の運営について	出頭
	G消防防災安全係長	旅費の精算について	出頭
	H道の駅推進係長	旅費の精算について	出頭
	佐々木大輔建設課長	旅費の精算について	出頭せず
令和7年4月24日	I会計課長	「出生記念品事業」について	出頭
	J財政係長	「出張旅費計算等に係る留意点」について	出頭
	佐々木大輔 総務課企画監	「旅費の精算」「出張旅費計算等に係る留意点」について	出頭
令和7年5月22日	L住民係長	「出生記念品事業」について	出頭
	M健康課長	公金の支出について	出頭
	N元会計課長	公金の支出について	出頭
	O総務課長	公金の支出について	出頭
令和7年6月12日	C氏	大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）の業務内容について	出頭
令和7年7月10日	P地域振興係長	「大刀洗マルシェかてて」の運営について	出頭
令和7年7月25日	村田まみ 地域振興課長	(1) 大刀洗マルシェかてて(旧名称さくら市場)に関する公金の支出について (2) 地域振興課が関連する入出金全般について	出頭
令和7年8月5日	重松俊一 副町長	(1) 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）の運営について (2) 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関する公金の支出について (3) 町職員による宿泊証明書の偽造について	出頭
	中山哲志 町長	(1) 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）の運営について (2) 大刀洗マルシェかてて（旧さくら市場）に関する公金の支出について (3) 町職員による宿泊証明書の偽造について	出頭

年月日	参考人/証人	意見を求めた事項	出頭の可否
令和8年1月28日	Q前代表監査委員	監査について	出頭
	R代表監査委員	監査について	出頭
令和8年2月6日	中山哲志 町長	(1) 大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）の運営について (2) 大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）に関する公金の支出について (3) 町職員による宿泊証明書の偽造について	出頭せず
	N前監査事務局長	公金の支出に関する事務の調査	出頭
令和8年2月27日	中山哲志 町長	(1) かててが活性化協議会へ改善されたという内容について (2) 活性化協議会が規程通り改善されているか (3) かててが使用したインボイスについて (4) かてての法的問題について	出頭せず
令和8年3月12日	中山哲志 町長	(1) かててが活性化協議会へ改善されたという内容について (2) 活性化協議会が規程通り改善されているか (3) かててが使用したインボイスについて (4) かてての法的問題について	出頭
令和8年3月12日	S議選監査委員	(1) 監査について	出頭
令和8年3月18日	D大刀洗町会計管理者兼会計課長	本委員会の調査事項に関連する、監査及び会計事務の対応の経過について	出頭
	N前監査事務局長	本委員会の調査事項に関連する、監査及び会計事務の対応の経過について	出頭

記録、資料の提出

地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録

請求回数	提出期限	提出を求めた記録	備考
第1回	令和7年1月15日	(1) 宿泊を伴う旅費に関する全ての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類 (2) 「さくら市場」「かてて」に関する全ての支出命令書及び関連する支出命令書添付書類 (3) 令和6年12月随時監査で調査された伝票一覧表と執行部の調査回答一覧表、該当する支出命令書及び関連する支出命令書添付書類	
第2回	令和7年2月7日	(1) 地域振興課が所有する「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」が使用する全ての預金通帳または金融機関が発行する取引明細書 (2) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の全ての帳簿または帳簿の写し (3) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の出品者との契約に関する全ての書類 (4) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」に関する全ての「調定と収入伝票」	
第3回	令和7年3月14日	(1) 地域振興、商工、観光に関する全ての補助金に係る歳入（収入）伝票・歳出（支出）伝票・流用伝票	
第4回	令和7年3月31日	(1) 出生記念品事業に関する契約書 (2) 平成29年度から令和6年度までの全ての歳入歳出伝票及び添付書類 ※令和6年度の伝票に関しては、監査前の伝票は、監査後にすみやかに提出を求める。	
第5回	令和7年4月14日	(1) 出生記念品事業における「大刀洗マルシェかてて」と出品者との契約書	
第6回	令和7年5月7日	(1) 地域振興・商工・観光に関する平成29年度以降の各補助金の支給条件・支給額等の内容及び実績報告書。なお、平成29年度の書類は廃棄をせずに提出してください。	

請求回数	提出期限	提出を求めた記録	提出の可否
第7回	令和7年5月28日	<p>(1) 令和7年2月に地域振興課から提出された「預金通帳または金融機関が発行する取引明細書」の、提出後から現在までの未提出分</p> <p>(2) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の通帳から携帯電話料として支払っている全ての携帯電話について、</p> <p>①契約書</p> <p>②携帯電話または、通話履歴とペイペイ支払いの履歴</p> <p>(3) 4月24日の証人尋問において、総務課企画監佐々木大輔氏が宿泊先から取得したと証言した「令和2年10月24日から26日の出張宿泊証明書」</p>	
第8回	令和7年6月19日	<p>(1) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」令和6年度以前の帳簿と「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」令和7年度以降の帳簿 一式</p> <p>(2) 大刀洗マルシェ（旧名称さくら市場）の事業開始年度からの約款・規約・役職員名簿（会計年度任用職員については雇用条件等）等組織の形態がわかる書類 一式</p> <p>(3) 大刀洗マルシェ（旧名称さくら市場）で利用しているまたは利用していたペイペイの契約に関する書類 一式</p>	
第9回	令和7年7月17日	(1) 地域振興・商工・観光に関する平成29年度以降の国県等の補助金等の要綱と実績報告書式	
第10回	令和7年7月31日	<p>(1) 地域振興課が所有する「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」が使用する全ての預金通帳または金融機関が発行する取引明細書（※前回提出後から現在までのもの）</p> <p>(2) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」が大刀洗ドリームセンターを使用した際の申請書類及び施設使用許可証の全て</p>	
第11回	令和7年9月25日	<p>(1) 「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の令和6年度末までの未提出分の帳簿一式</p> <p>(2) 保管しているえだまめ収穫祭の仕入れに係る契約書等の書類一式</p> <p>(3) 町のインボイス番号T3000020405035を使つての消費税の処理に係る書類一式</p>	
第12回	令和7年10月15日	(1) 「えだまめ収穫祭の契約に関する書類一式」について現在までの資料の原本	

請求回数	提出期限	提出を求めた記録	提出の可否
第13回	令和7年10月17日	(1)かてての通帳に記載されている「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」と「みいユニホーム」との取引について発注書と発注明細書等、納品書と納品明細書等、請求書と請求明細書等原本の一式	「手元に資料なし」として不提出
第14回	令和7年10月30日	(1)大刀洗マルシェかててに従事する者の「職務に専念する義務免除許可申請書」及び「営利企業等の従事許可申請書」と、それぞれの申請書に対する「許可書」について保存しているすべての記録	「かてては非営利団体であるため不要と整理している」として不提出
第15回	令和7年11月28日	(1)令和7年10月30日7大地振第365号「記録提出請求について」の回答の根拠となる資料一式	「地域における行政を自主的かつ総合的に実施するもの」として不提出
		(2)専門委員馬場伸一氏との契約書及び「大刀洗町専門委員の設置等に関する規則」第10条による「町長が別に定める」記録一式	「委嘱状の交付のみで契約書はなし」との回答
		(3)「大刀洗マルシェかてて」と「遠山貿易株式会社」及び「にしてつストア株式会社」との売買契約書等の書類一式	「百条委に提出しているので手元に資料なし」として提出せず
		(4)「大刀洗マルシェかてて」が職員へ販売している「有限会社みいユニホーム」のポロシャツ他について、「有限会社みいユニホーム」からの請求価格及び職員等に販売している価格がわかる令和5年以前の書類一式	「百条委に提出しているので手元に資料なし」として提出せず
第16回	令和7年12月9日	(1)専門委員馬場伸一氏へ渡した委嘱状または委任状の写し及び令和7年4月から11月までの専門委員馬場伸一氏の大刀洗町にかかわる業務をどのような権限により行ったかを文書にまとめたもの	「調査との関連性が不明」として不提出
		(2)大刀洗町地域経済活性化協議会の6月から9月の間の通帳の写し及び請求書領収書等の証拠書類等と帳簿等の経理がわかる書類の写し一式	「調査との関連性が不明」として不提出
第17回	令和8年1月19日	(1)専門委員馬場伸一氏へ渡した委嘱状または写し及び令和7年4月から11月までの専門委員馬場伸一氏の大刀洗町における業務をどのような権限で行ったかを文書にまとめたもの（再請求）	「適正な行政運営に支障をきたすため」として不提出
		(2)大刀洗町地域経済活性化協議会の6月から9月の間の通帳の写し及び請求書領収書等の証拠書類等の帳簿等の経理がわかる書類の写し一式（再請求）	「適正な行政運営に支障をきたすため」として不提出
第18回	令和8年1月21日	(1)町長が公言する「町と税務署との協議」の内容と進捗状況	「応じかねる」として不提出

請求回数	提出期限	提出を求めた記録	提出の可否
第19回	令和8年2月5日	(1)町長が公言する「町と税務署との協議」の内容と進捗状況 前回の提出拒否の文章の中に調査の権限を超えていると言われてはいますが、超えておりませんので提出ください。	「請求に応じかねる」として不提出
		(2) 専門委員馬場伸一氏へ渡した委嘱状または委任状の写し及び令和7年4月から12月までの専門委員馬場伸一氏の大刀洗町にかかわる業務をどのような権限により行ったかを文書にまとめたもの	「公務員ではないものが調査対象とはならない」として不提出
		(3) 大刀洗町地域経済活性化協議会の6月から12月の間の通帳の写し及び請求書領収書等の証拠書類等と帳簿等の経理がわかる書類の写しの一式	「調査との関連性、必要性を判断できない」として不提出
第20回	令和8年3月12日	(1) 宿泊費支出に関連する町の処分について ① 宿泊事実の確認の方法 ② 2泊のみ返還対象とした判断経過 ③ 懲戒処分及び分限処分の理由 についての文書等の記録 (2) 大刀洗町地域経済活性化協議会（大刀洗マルシェかてて）の6月から12月の間の通帳写し及び請求書領収書等の証拠書類等と帳簿等の経理がわかる書類の写し一式	「弁護士と相談のうえ」として不提出

第三者調査委員会調査報告書（令和 8 年 2 月 20 日）に対する

法的助言者の立場からの補足意見

弁護士 馬奈木昭雄

第一、第三者調査委員会設置の法的正当性について

一、日弁連「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」における問題点の指摘

1、第三者調査委員会報告書に資料一として添付されている日弁連の指針によれば、本件の調査委員会は本来地方自治法が定めている手続には従っておらず、地方公共団体の長が私人としての弁護士等個人に調査を委任したに過ぎない。従って日弁連指針は、このような事例を「第三者調査委員会（と称する合議体）」と呼んで、議会の議論を避けて正式な条例制定等の手続きを逃れるために「脱法的に設置しているとして違法と評価されることに留意しておくことが必要である」と強調し、さらに「地方自治法の規定に抵触するとの裁判例があることに留意しておくことが必要である」とも強調している（日弁連指針 3 頁注 3・注 4）。

2、このため調査委員会報告書は、自らの設置の違法性に疑問が生じることに對して、学説判例等を詳細に論じて本件が違法な設置ではない、と強調している。しかし自らも認めざるを得ないとおり、「行政法学説での付属機関との範囲についてはいろいろなものがあり定説といえるものはないといえる」（11 頁）。さらに裁判例についても「付属機関の定義等の解釈について、確立した判例理論が形成されているということとはできない」（12 頁）ということである。

従って当百条委員会は、本件第三者調査委員会の設置が適法か違法かは判断できないので、任意に積極的に協力することはできないという立場を表明し、資料提出やヒアリングには応じていない。

3、中山哲志町長は「この報告書を尊重する旨の規定はおいていないので違法ではない！」と自ら強調している。

とりわけ調査委員会が、設置の正当性の根拠として次の様に説明していることに注目すべきである（13 頁）。すなわち、「本委員会は、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の課題に関する提言を行うものであり、その報告書は構成員の意見の集積にとどまり、「機関としての意思」を表明するものではない。また、委員会設置要綱には長が委員会の報告書を尊重する旨の規定は置いておらず、し

たがって報告書も長の意思決定過程に公式に組み込まれたものでないことは明らかである。」(13頁)と強調しているのである。

すなわちこの報告書は、それぞれの委員の「意見の集積に過ぎず、機関としての意思を表明したものではない」。従って中山哲志町長が「この報告書を尊重する旨の規定は置いていない」から地方自治法に違反していない、というのである。当委員会報告書が持つ意味を考えるうえで極めて重要な表明であると考えるので、再度強調してくどく指摘するが、この報告書は、「委員会としての意思」を示したのではなく、それぞれ委員の個人としての意見を「集積」したものに留まっており、中山哲志町長はこの報告書を「尊重する」とは規定していないから違法な設置ではない、ということ強調している。すなわち中山哲志町長は「報告書を見たうえでどうするかは自分で勝手にしますよ」ということなのであり、中山哲志町長の都合の良い気に入った部分は強調して引用し、都合の悪い部分は無視する、という「つまみぐい」が当然のこととして予定されているということ、調査委員会が自らの法的正当性の根拠として強調しているということなのである。

日弁連留意事項はまさにこういう第三者調査委員会の「報告書」が本来有しているはずの重大な意義を自らおとしめ、軽視することを当然というような「脱法行為」の結論を避けるように留意点として強調しているのである。

現実に中山哲志町長は、この報告書の成果をどのように活用していくのか、都合の良い「つまみぐい」的に利用するに過ぎないのか、慎重に見守ることが必要である。

- 4、中山哲志町長は地方自治法が定めた法のルールに従うつもりがあれば、中山哲志町長の本委員会の設置の公表は議会開催中になされたのだから、その期日にあわせて議会に議案として提出しておき、中山哲志町長の考えを議員はもちろん町民にも充分理解してもらえるように議論を尽くすことは時間的に充分可能であった。しかし中山哲志町長はあえて議会を避け、議会を無視して一切説明しようとはしなかった(すなわち脱法的な設置をあえて選択した)ことによって、出発点から中立性、公正さを問われる本質的問題点が生じることになったと評価できる。中山哲志町長は、議会で十分な説明を尽くして町民の理解と支持を求めるべきなのである。しかし中山哲志町長はそれに従うことをあえてしない。まさに本件百条委員会の調査で明らかになったとおり、町行政はこれまで法の規定を無視した運営を行うことを当然のように実行してきたことが「かてて」や「宿泊費」

問題の中心的問題点として指摘されている。このとおりの基本的な問題がこの第三者委員会の設置についてもまったく同様に生じている、と指摘できる。

第二、本件調査委員会報告書の基本的問題点

一、調査委員会設置の委嘱に正しく答えた報告にはなっていない

1、本件の委嘱は、「委員会は公正・中立な立場から、次の各事項について、事実関係の究明、評価、及び改善案等の提言を目的として調査を行う。

(1) 大刀洗マルシェ「かてて」（旧さくら市場。以下、「かてて」という。）の経理事務について

(2) 役場課長が旅費の請求にあたり宿泊証明書を偽造し処分された事案について

(3) 「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会（以下、「百条委員会」という。）の調査権の濫用と人権侵害について」（報告書 6 頁）ということであった。

当然事実関係の究明、評価改善の提言が今後の町行政に活用できるように行われ、その結果が報告書に示されるべきである。

しかし本件報告書はそうはなっておらず、以下に指摘するとおり委嘱に正しく答えてはいない。

以下、具体的に検討する。

二、「かてて」の経理について

1、報告書は、「かてて」のこれまでの具体的な運用の実態を調査したうえで、次のように結論を示している。

まず、「6 不正の有無について (31 頁)。「かてて」において不正行為が存在したか否かは、本件調査における主要な関心事項の一つであった。1 から 5 までに述べてきたとおり、現金過不足の多発、入金及び支払に係る管理の不十分さ、並びに会計処理上の適当とはいえない運用が複数確認されたことから、資金管理体制には重大な課題があったと評価される。また、手許にある資料及び関係者へのヒアリング結果のみでは合理的な説明が困難な資金の支出が存在したことも事実である。

5 で述べた仕入先への支払漏れについては、本委員会からの照会に対し、担当課が事実関係を認め、翌年度に支払を行う旨を説明している。本件は本委員会の分析を契機として判明したものであるが、調査期間の制約や資料の限定性を踏まえると、必ずしも網羅的な検証が可能であったとはいえない。そのような状況下において、関係者が当該事実を否定することなく説明を行ったことからすれば、本

委員会の調査に対して組織的な隠ぺいを疑うような具体的状況は認められなかった、という点で一事情として考慮される。今回の調査において、特定の者による意図的な資金の流用や隠匿といった不正行為があったと認定できる客観的証拠は確認できていない。もっとも、関係資料の不足や保存状況等の制約もあり、個別の取引について不正の有無を断定することはできない。

以上を踏まえ、本委員会としては、『かてて』において資金管理及び会計処理の面で不備があったことは認められるものの、現時点で不正行為があったと断定することはできないとの結論に至った。」(31頁)

という評価を行っている。

さらに法的評価として、1 「かてて」の経理事務について(61頁)

「かてて」の資金管理及び会計処理の状況について、確認可能な資料と関係者ヒアリングに基づき検証した結果、現金過不足が一定の頻度で発生していること、未収入金や支払に関する管理に改善の余地があること、会計処理において現金主義的運用や売上計上方法に検討課題が認められることなどが確認された。また、仕入先への支払漏れ事案も判明したが、調査の範囲内では意図的な不正を認定するに足る客観的証拠は確認されていない。全体として、「かてて」は限られた人員体制のもとで運営される

中で事務処理上の課題が累積していたと考えられ、今後は資金管理体制の整備及び会計処理方法の明確化を図ることにより、透明性及び検証可能性を高めていくことが望まれる。

「かてて」の法的問題について

認定事実及び関係法令に照らすと、「かてて」事業は、任意団体として整理する立場と町の直営事業として整理する立場があり得る。第2章補足では、町職員等が運営に関与し、町が実質的に管理監督してきた点を重視して、町の直営事業としての性格を有していたと評価した。この立場に立った場合、当該事業に係る売上金、経費支出、手数料収入等が、一般会計又は条例に基づく特別会計に組み込まれることなく、別会計で処理されてきた運用については、地方自治法上、総計予算主義や条例主義、公金管理原則との関係で法的課題を内包していると言わざるを得ない。

もっとも、この運用は福祉的・公益的目的や小規模運営という事情の下で慣行的に継続されたものであり、職員の違法又は不正な意図に基づくものと評価すべき事情は認められない。かえって、このような課題が発生したのは、事業開始当初

に十分な法的な整理が行われなかったことに起因すると思われる。」(61 頁)と結論している。しかしこの結論は経理事務処理上重大な違法行為が「15 年という長年月繰り返されたことを事実として認めたにも関わらず、それが職員の違法又は不正な意図に基づくものではない」などというごまかしの理由をつけることによって、そのようなやり方をあえて許し進めてきた中山哲志町長の責任を問うことなく免罪してしまう結果になっている。従って次の提言もその実行を厳しくせまるものとはなっていないのである。

2、①「再発防止及び制度改善に向けた提言」として (64・65 頁)

「1 調査事項 1 「大刀洗マルシェ『かてて』の経理事務」に関する提言

(1) 今後、適正な決算を行うために必要な事項について

これまでの内容を踏まえて、適正な決算書を作成するうえで必要なことを記載する。

① 通常業務における資金管理の厳格化

販売業務において発生している売上金の現金過不足を解消するとともに、支払業務における清算漏れや支出内容の不透明性を排除する必要がある。あわせて、誤謬や不正が発生しにくい業務プロセス及び内部統制を構築し、日常業務の段階から適正な会計処理を担保する体制を整備することが重要である。

② 資金管理を基礎とした証憑・基礎資料の整備・充実

入金及び支出の根拠となる契約書、請求書、領収書等について、適切な保存及び管理を行う必要がある。これらの基礎資料は、取引の実在性や内容を裏付ける重要な証拠であり、決算の適正性を確保するための基盤となる。

③ 簿外取引・簿外処理の排除

PayPay を利用した支払は、会計処理が不十分であり、実質的に簿外処理に近い状態となっていた。現在は PayPay での支払は行っていないとのことであるが、過去には期末残高の戻入を失念した結果、取引の網羅性が確保されていなかった事例も確認されている。今後は、このような簿外処理が生じないように、すべての取引を網羅的に帳簿へ反映させる運用を徹底する必要がある。

④ 財務諸表の信頼性を立証できる基礎の構築及び前期、月次比較や分析の実施決算書について、実在性、網羅性、期間配分の適切性、評価の妥当性、権利及び義務の帰属、並びに表示の妥当性といった財務諸

表の基本的要請を満たしていることを、客観的に立証できる基礎をあらかじめ構築しておくことが不可欠である。

特に、売上が計上されているにもかかわらず対応する債務が把握されていない事例が確認されたことに鑑みれば、証憑書類の有無のみに依拠するのではなく、前期比較、月次推移の検証、仕入比率等の分析を通じて、数値全体の合理性を検証する仕組みを平時から組み込む必要がある。

これらの分析的手続を日常業務の中に定着させることにより、取引の網羅性や期間帰属の誤りを早期に把握することが可能となる。

これにより、適正な決算書の作成のみならず、将来的な説明責任にも耐え得る財務報告体制を確立することが可能となる。」

と述べている。

- (2) しかし問題は、従来の「かてて」の改善として報告書は、「協議会の設置は『かてて』の法的問題に対する改善措置の一つと評価することができる」といっている (65 頁)。

そうであるならば、「かてて」の従来の経理事務については、協議会発足後は大きく改められていることが前提となっていると考えられている。

そこで、報告書は問題が存すると認定した「かてて」の経理事務の従来のやり方の問題点が、活性協議会結成後実際にどう改められ、どう運用されてきたのか、当然に調査した結果として明らかにされなければならない。そうしなければ協議会発足前の古いやり方に対する不備な点の改善案の提言は現時点の協議会発足後の「かてて」の新しい経理事務にとっては、的外れの提言になりかねない事は明らかである。

- (3) 何故か調査委員会は、今後の改善の提言を委嘱されたのに答えてその提言を行うに際して、古い「かてて」の経理事務を「改善した」といわれている「協議会」の経理事務の現在行われている実態には一切触れようとはせずに（従って本当に協議会の経理事務が改善されたのかどうかは不明のまま）、現在実施されている協議会の一員としての「かてて」の経理とは無関係の、すでに「改善され」行われていないと考えられる従前の「かてて」についての提言をあえて行ったことになったのである。このことは従来の「かてて」の経理事務について、「資金管理及び会計処理の面で不備があったことは認められるものの、現時点で不正行為があったと断定することは出来ないとの結論に達した」(32 頁) という評価が適切ではなく、違法であったという評価をすべきであったと

いう判断こそが正しい評価すべきだということにも大きく影響を及ぼすと考えられる。

このように協議会発足後、「改善」された経理事務による結果と、従来の結果を可能な限り比較検討することによって、従来の会計経理がたんなる「不備の面があった」という評価に留まるものかどうか、少なくとも違法と評価されるか否かについても可能な限り調査し究明すべきだと考えられるにも関わらず、委員会はその判断にあえて触れない評価を行ったのである。協議会発足後一年の会計監査もすぐに行われると思われるので、今後その結果も重視し検討されるべきである。

いずれにしろ、本調査報告書の「かてて」の経理事務についての法的評価と改善の提言は、現行の協議会の実態を反映していないため、単なる抽象的一般論といわれかねない結果になっており、委嘱の趣旨に答えたものとはなっていない極めて「不備」な報告と提言になっているのである。

3、「かてて」に係る法人税、消費税について

①報告書はこの問題について

「かてて」に係る法人税、消費税について、
「かてて」に関する課税につき、町と課税当局が協議しており、課税当局から「過年度分（令和2年度～令和6年度）の法人税を遡及して申告納付を要する。なお、消費税は免税事業者であるため課税しない。」との回答を得ている。すなわち、課税当局は「かてて」を独立の団体ととらえて課税関係を整理している。「今後は税務の専門家の助言を得ながら適切な対応をとる必要がある」（35頁）。

と軽く記述しており、自ら調査委員会としてのその法的判断を行おうとはしない。

しかしまさにこの指摘された点だけでも法的には「不正行為があった」、すなわち消費税法違反行為が「町職員」も関与して行われた、と評価すべきことが明白な問題だと考える。

特に何故かこの委員会報告書では正面から取り上げようとはしないが、消費税の問題は町のインボイス番号を「かてて」作成の文書に記載して取引相手に交付した、というものであり、「免税事業者であるため課税しない」ということですべてが解決できる問題ではない。例えば場合によってはこの交付した書類を申告に使用した業者にも悪影響が及びかねない問題である。この問題につい

てその消費税法違反が明白な悪質さを正面から取り上げようとはしない調査委員会には、その中立性・公平性について重大な疑問が生じるところである。

第三、宿泊証明書偽造による処分事案について

1、報告書の結論

「旅費関係の条例・規則上、精算に必要な書類として明示されているのは支出負担行為決定書兼支出命令書（汎用）及び出張命令書であり、宿泊証明書や領収書等が法令上当然の添付書類とされているわけではない。他方で、宿泊料が出張及び宿泊の実態を前提に支給される以上、精算にあたり宿泊証明書等宿泊の実態を確認し得る資料の提出を求めること自体は、会計管理上合理性を有するものであり、条例・規則に抵触するものではない。

また、対象職員の行為は懲戒事由等に該当し得るものといえるが、この行為に対し訓告にとどめるか懲戒・分限処分に処するか、さらに懲戒処分か分限処分の選択及び量定は任命権者の人事権行使に属する事項である。本報告書において本委員会は、事実関係の確認及び制度運用上の論点整理を行う立場にとどまり、個別の処分判断の当否そのものについては判断する立場にない」（48頁）。

2、この事案は百条委員会調査によって明らかになった事実である。

調査委員会の「事実経過」において、最初は、中山哲志町長は一件の事実のみで処分を行い、他にも同様の事例が存するので町で調査してほしいという要求を、本人が否定している、という理由で拒否し続けた事実をなぜか重視し取り上げようとはしない。中山哲志町長が拒否し続けた結果、百条委員会が設置されその中で現在問題と指摘されている内容が、全体として明らかにされたのである。

3、従って本件で問題とされるべきことは、それまで問題が生じていること

の指摘がされてきたのに、中山哲志町長が長期間にわたってその調査を拒否し続け、真実が明らかにされることを妨害し続けたことの妥当性である。この点は「かてて」の本質的な問題とまったく同じであり、中山哲志町長が議会や、ひいては町民からの問題点を正面から受け止めず、拒否し続けたことによって生じたことなのである。百条委員会が設置され調査が行われた結果、「かてて」についても「宿泊費」についても問題が生じていることが「客観的」に明らかにされ、町民も知ることができた。

本報告書はその重大な意味をあえて解明しようとはせず、問題点を処分の重さが妥当なものかどうかという論点のすり替えを行い、形式的な評価のみを行って中山哲志町長が真実の解明を妨害し続けたという全体の評価を行うことを

避けたのである。

その結果「提言」も極めて形式的な内容にとどまり、本件が生じた根本的な問題についての解決案としては委嘱に十分に答えたものとはなっていないことになった極めて不適切な内容といえる。

第四、「百条委員会の調査権行使と人権侵害の有無」について

1、調査委員会はこの問題について第一から第三まで三点をあげ次のように結論している。

「以上を総合すると、本件百条委員会における調査権行使は、その制度趣旨に照らして十分な限定と統制が図られていたとはいえ、一部の証人尋問については、証人の人格的尊厳及び防御権に対する配慮を欠き、人権侵害のおそれのある態様に及んでいたと認められる。

もっとも、本章の評価は、百条委員会の存在自体や調査の必要性を否定するものではない。問題とされるのは、あくまで調査権行使の在り方と手続の相当性であり、今後、同種の調査が行われる場合においては、調査事項の特定、権限行使の必要性の吟味、証人の人権に配慮した運営体制の整備が不可欠である。」(60 頁)しかしこの評価は極めて抽象的かつ形式論理を述べたに過ぎず、本件調査委員会設置の本質的な問題点とその活動のもたらす意味を総合的に把握し、評価しようとはしていない。この点は報告書が「問題の背景要因」(42 頁)として、

「本委員会は、『かてて』事業において確認された一連の問題について、個別の事務処理や担当者の判断に帰するのみならず、町全体の組織体制や業務配分といった構造的要因が背景に存在すると考えている。」(62 頁)

と述べ、中山哲志町長の責任については個人の問題として狭くとらえず町政全体の問題として総合的に考えようとする態度によって、中山哲志町長の責任の免責を行っている結果と比較し、極めて対照的である。

以下、第一から第三として示された指摘を個別に論じる。

2、調査事項について

- ①「第一に、本件百条委員会の調査事項のうち『公金の支出に関する事務について』は、地方自治法第 100 条の要件をみたさない一般的、包括的な調査事項と認められた。この点は、百条委員会としての調査権限の存否及びその法的効果を検討するうえで、看過できない問題である。」(60 頁)。

「この調査事項については、どのような『公金の支出に関する事務』であるかについて何らの議決、補足説明はないので、文言上は、大刀洗町のすべての『公金

の支出に関する事務について』調査が及ぶことを意味することになる。この点に関し、本委員会は、議長、百条委員会委員長に見解を求めたが、何らの回答もなく、また、ヒアリングにも応じなかったので、調査事項（3）については調査事項が特定されていない一般的、包括的なものと言わざるを得ない。」（54頁）

しかし、この調査報告書はすぐ次のように述べる。

「確かに、百条委員会の各議事録を見るかぎり、百条委員会の当該調査事項に関するこれまでの調査内容は、事実上大刀洗マルシェ『かてて』に関するものであると認められる。しかし、現時点（令和8年1月31日）において百条委員会の調査が大刀洗マルシェ『かてて』に関するものが中心であるとしても、これはあくまで事実上のものにとどまるのであり、しかも百条委員会の調査は、1年を超える異例の長期にわたり、現時点でも継続していることなどに鑑みれば、調査事項（3）についての上記認定を妨げる事情とはならないと考える。」（54頁）

②しかしこの認定は全体の総合的判断としては明らかにおかしいといわざるを得ない。調査委員会は「かてて」の中山哲志町長と職員の行為について、「かてて」行政が範囲にとどまらず、職員の町行政全体の業務のなかでとらえようとして、全体的に総合的に考えようとする態度を示している。

そうであればこの問題においても、たとえ文書上無制限と考えられるとしても、実際に行われたのは「かてて」について限定されているのであり、しかも「かてて」問題はその関連として町行政の全体に及ぼすことがあり得るということを、調査委員会自身が報告書で認めているのである。そうであれば取り上げられる問題が現実には「かてて」関連に限定されていることであり、それは当事者（とりわけ中山哲志町長、かてて関係の職員、町民の関係者）にとっては議会の議論において明白な事実であった。それにまったく無関係の他の問題について、調査する議論などまったくなされていなかった。この事実について当然調査委員会は中山哲志町長や関係の町職員のヒアリングを行っているのであるから、全ての公費支出について問題とされると考えられる事項が、百条委員会の調査対象として現実に問題とされる可能性が存したか、という疑問に具体例をあげてもらうことによって、そのような事実はまったく存しないことがその場で解決できたことである。

調査委員会はその点において自らの調査を尽くさず、当時の状況をまったく無視した文言に限定した一般的形式論を述べているに過ぎない。このことは提言において「今後は対象事業・対象行為類型等を明示し、必要に応じて議決により調査

事項を追加・修正する運用を確立すべきである」(66頁)。と述べているとおり、従来問題とされていた「かてて」の範囲を越えて当事者、関係者がまったく予定していない新しい問題を取り上げようとした場合にはじめて生じる課題である。現実にはこの調査事項が「特定」されていないために、具体的に混乱を招く問題が生じたという事実はまったく存しない。報告書は現実には生じていない問題をことさらに文言のみをあげつらって取り上げて問題視しているにすぎないのである。

②証人尋問実施の必要性等の検討・資料請求・実施等の必要性等の検討などの実施状況、公開、非公開判断との状況

調査委員会は「百条委員会において証人尋問の必要性について実質的な検討がなされた形跡は認められない」と述べ、資料請求、公開・非公開の判断についても同様に認定している。しかしこの調査委員会の判断は明らかにおかしく誤っている。

この証人、資料、公開の問題については実施した結果が議事録で百条委員会から公表されている。従ってこの公表されている結果、すなわち証人の議事録、公表された資料などを見れば、それらが調査にとって必要だったか否かは、その結果で明らかに判断できる問題だと考える。明らかに必要ない無用なことが行われたと調査委員会が判断する証人や資料が存していれば、それを具体的に取り上げ不必要である理由を指摘すべきである。しかしそのような指摘はまったくしようもしない。無意味な調査は行われていないから指摘ができる事例など存しないからである。

百条委員会は必要だと判断できる議論を尽くし、その結果実施されたものであって無用な事例は存しないことが自明なのである。

従って調査委員会報告書は、この点においても判断評価を誤っているのである。

3、証人尋問の人権侵害について

①本件については調査委員会も具体的に事例を指摘しているので、その判断の評価が客観的に可能となっている。

②まず具体的に上げられたものは、全証人のうちE氏、K氏、G氏、P氏の4人に過ぎない。このうちE・G・P氏は「かてて」の「宿泊証明の偽造」の当事者である。この報告書の全体をとおして報告書は問題として取り上げた部分の前後の証言の状況を全体としてとらえ評価しようとはしていない。質問した古賀委員長、高橋議長、平山議員の質問の一言の発言のみをとらえて問題としている。

このような一言をとらえる評価の仕方は正当な評価とはいえない。もちろんその発言がたとえ一言といえども、名誉き損や脅迫など犯罪と評価できるだけのものであればそのこと自体が許されないことは当然である。しかし本件報告書ではいずれもそのようなものとしては考えられていない。

- ③ E氏に対する古賀委員長の二者択一の回答を迫っているとの指摘は、裁判所の法廷においてもしばしば通常みられる質問だと当職は考えている。特に証人が曖昧に明らかに答えを逃れようとしていると判断できる場合には、「イエスかノーか答えて下さい。」という質問はしばしば行われていると考えている。当然法廷であれば相手方代理人から「異議」が出る場合もあるが、それに対して裁判官が必ず「二者択一の質問はいけません。質問をかえて下さい。」という判断を下すとは限らないことを経験している。当然それまでの質問に対する回答の仕方によってその二者択一の答を求める質問を許す判断が示されることもしばしばあり得るのである。調査委員会はこの質問の前の答の状況を丁寧に判断して、証人が決して「論点をずらす、避ける」ような状況ではなかったことの判断を認定することによって、二者択一の答を求めることがこの場面においては不当な質問であることを明らかにすべきだと考える。その判断を行わない評価は誤りである。
- ④ 平山議員のE氏に対する「横領の事実が認定されざるを得ませんが」、及びK氏に対する「詐欺の生粋だと思う」という発言、さらにP氏に対する「文書の捏造」という発言は、いずれも明らかに平山議員本人が、これらの行為が犯罪になるという考えを表明したものであって、刑事手続、または司法判断が行われているという事実を指摘したのもとして述べたものではないことは自明である。質問者の考える判断を述べてそれに対する証人の考えを聞くことはしばしば法廷でも行われている事であり、報告書の評価のしかたは間違っている、と当職は考える。いずれにしてもこのE氏、K氏は調査項目の当事者であり、その証言内容は全体として非協力的だと判断される、という事情も存している点について、調査委員会はまったく無視しているのは公平ではないと考えられる。
- ⑤ G氏に対する高橋議長の質問は、まさにその質問どおりの事実が存しているのであって、それを前提としたこの質問自体が人権侵害になるとは当職には到底考えられない。
- 4、以上のとおり、いずれも「人権侵害」が行われていると評価される事例とは考えられない。このような事例は、法廷においてもしばしば見聞されると当職は考えている。

もちろんこのような証人が人権侵害だと考えるような事例を極力無くすように努力すべきであることは当然であり、今後充分検討していくべきことは当然である。

1 現状・問題点等

(1)事業主体が曖昧

- ・役場職員が、公費を使用し、勤務時間内外に事業を行い、現金・預金を管理している。
- ・代表者等の定めがなく、預金上は役場職員が代表者として預金口座を開設している。

(2)多岐にわたる営利事業を行っている。

- マルシェ営業だけでなく、ふるさと納税・ベビーギフト代行、海外取引、一般職員等に対する物品販売等。

(3)利益計算、利益処分、手続き

- ・各年度ごとに月別収支内訳表等が作成されているが、年度により作成方法が異なっており一貫性がない。
- ・営利事業を行う場合に必要な帳簿が作成されていない。また、記帳のもととなる証憑類の保存状況も悪い。
- ・利益は一般会計へ繰入れているが、利益計算自体不透明な部分が多く、繰入額も任意の金額となっている。
- ・納税申告等の手続きは、全く成されていない。

2 書類検討

(1)記帳

- 総勘定元帳はもとより、現金出納帳等の各種補助簿も一切作成されていない。

(2)証憑類の保存

- ・「かてて」作成の証憑（控）、受領証憑（領収書等）とも保存状況が悪く、正確な収支計算が出来ない。
- ・生産者ごとの帳票が作成されていないため、個別の月別・年間取引金額は不明である。

(3) 上記のとおり記帳、原始記録等保存がないため、保存された書類をもとに検討せざるを得なかった。

3 書類検討結果

(1)利益計算

令和3～6年度の収支内容を検討したが、実額による把握は、次の理由により困難であった。

- イ すべての事業者に課せられている「記帳義務」を無視した事業活動を行っている。
- ロ 令和6年度については決算書を、他の年度については一般会計雑入計算表を作成して、各年度の収支計算をしているものの、根拠となる帳票類の作成・保存がない。
- ハ 各年度ごとに集計表等が作成されているが、年度により、また年度途中で作成方法が異なるなど一貫性がなく、継続性も見られない。
- ニ 各年度ごとの集計表等は、現預金の入出金をもとに作成されており、期末に発生主義（経理の基本）へ修正した痕跡は見られるが、修正内容が不明である。また、一部重複するなど正確性が見られない。
- ホ 現金主義にて計上しているため、支払手数料等の相殺取引、現場経費分が売上に反映しておらず、売上計上もれとなっている。
- ヘ 売上集計表が数種類存在する令和3年度の内容を比較すると、それぞれの集計表に記載の売上金額が相違しており、信ぴょう性が非常に低い。

(2)年度別損益

イ 令和6年度

売上金額については、各種支払手数料額が収入・支出ともに加算されておらず、実際の売上金額はさらに増加する。

ロ 令和5年度

令和6年度と同様。

ハ 令和4年度

・令和4年度以前については、枝豆収穫祭の収入・支出が「かてて」の収支に組み込まれている。

・主に、ふるさと納税の返礼品と思われるイチゴの売上が、仕入（支払）金額より見て、全額計上されていないようである。（令和3年度とまたがっている。）

ニ 令和3年度

・数種類存在する集計表から見て、一般会計等雑入計算表計上の売上金額には、枝豆収穫祭ブルゾン販売・ハンドメイドフェス売上等が除外されていると思われる。

令和4年11月30日

宿泊証明書

下記の通り、証明いたします。

記

お客様氏名	(ふりがな) ささき だいすけ
	佐々木 大輔 様
宿泊人数	大人 1名 / 子ども 0名 (合計 1名)
宿泊日	令和4年11月29日 ~ 令和4年11月30日(1泊)
予約番号	
宿泊施設	【名称】 西鉄イン小倉
	【所在地】 〒802-0003 北九州市小倉北区米町 1-4-11

以上

00427

宿泊証明書

佐々木 大輔 様

下記のとおり当施設に宿泊したことを証明します。

滞在期間	令和2 年 10 月 24 日 ~ 令和2 年 10 月 26 日	
人数	1 名	
氏名	佐々木 大輔 様	
備考		

令和2 年 10 月 26 日

住 所 〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目7-7

宿泊所名 Sauna&Hotel かるまる池袋

電話番号 03-3986-3726

宿泊証明書

組織名

大刀洗町農業委員会 殿

下記のとおり当旅館に宿泊したことを証明します。

滞在期間	2020年 2月 12日 ~ 2020年 2月 13日	
人数	18名	
氏名	別紙のとおり	
備考		

2020年 2月 13日

住所 宮崎県えびの市向江647-1

宿泊所名 京町温泉 玉泉館

代表者名 有限会社 玉泉館 代表取締役 黒松 むつ子

令和元年10月17日

宿 泊 証 明 書

大阪府大阪市西成区太子 1-2-11
ビジネスホテルみかど

下記のとおり宿泊されましたことを証明いたします。

記

- 1 ご宿泊日 令和元年10月16日(水)
- 2 ご宿泊者名 佐々木 大輔 様

令和 6年 12月 11日

宿泊証明書

宿泊施設名	都道府県名 大阪府	フリガナ: ホテル みかど ホテル みかど
旅行者名 (代表者)	佐々木 大輔 様	
宿泊日	令和 元年 10 月 16 日 より 1 泊	
宿泊人数	1 名 (内訳: 大人 1名 / 子供 名 / 幼児 名)	

上記の通り、宿泊されたことを証明します。

宿泊施設印
株式会社キンバト ホテルみかど 〒557-0002 大阪府大阪市西成区太子1-2-11 TEL:06-6647-1355 FAX:06-6647-1353 登録番号 T5120001003282

出張旅費計算等に係る留意点

令和5年1月
総務課・会計課

- ①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること
- ②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可
- ③パック商品の推奨
- ④航空賃・鉄道賃・宿泊に係る添付書類
- ⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張命令の決裁区分
- ⑥旅費日当の定額は 2,200 円/日
- ⑦宿泊料は定額 10,900 円/日

①最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること

“最も経済的な”とは、「一番費用がかからない方法」

“通常の経路”とは、「社会一般の者が通常使用する経路」

つまり“最も経済的な通常の経路”とは、「社会一般の者が通常使用する経路が複数ある場合に、その経路の中で一番費用が安い経路」のことを言います。

インターネットの地図アプリや乗換アプリで検索して出てくるいくつかの経路が「社会一般の者が通常使用する経路」と考えられます。

通勤手当が「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」であるのに対し、旅費には「合理的」という言葉が含まれていないことに留意が必要です。

“通常の経路”という部分に“合理的”という考えが多少含まれてはいるものの、旅費の場合は“経済的”という考え方の方が強い。極端に言う、「少々合理的でなくても、なるべく安い経路で出張してください」ということになります。

なお、出張先として特に多い福岡県庁及びその周辺施設への出張に関しては、平成30年に運用方針が出ていますので参考にしてください。

②旅費は概算払でも通常払（精算払）どちらも可

個人クレジットカードでの支払は不可（海外出張等クレジットカード支払が必須の場合は別途協議）。

宿泊を伴う出張等、旅費が高額になる場合は、概算払を積極的にご検討ください。

③パック商品を推奨

飛行機や新幹線を利用する場合、往復の交通費と宿泊がセットになっているパック商品を利用することで、正規の旅費よりも大幅に経費節減できる場合があります。

パック商品と正規旅費を比較し、安い方を選択してください。

旅費の精算（請求）は、パック商品の領収書添付をお願いします。

旅費における飛行機（新幹線）代については、

⑤職員の県外及び宿泊を伴う出張の命令権者は総務課長

県外・宿泊を伴う出張は、旅費計算が複雑になるため、誤計算の無いよう、所属課内での決裁時十分チェックをしてください。

また、遠方へのお出張機会が多い課局長（総務課長除く）の旅行命令も総務課長決裁です。

⑥旅費日当の定額は 2,200 円/日

宿泊を伴わない県内市町村は定額の 1/2、近隣市町村（久留米市・小郡市・朝倉市・うきは市・筑前町）は日当なし。

大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則 別表第 1 は、福岡縣市町村職員研修所等利用時に適用となるもの。

⑦宿泊料は定額 10,900 円/日

宿泊を伴う出張では、宿泊料として 10,900 円/日（宿泊日数）を支給する。仮に実際の宿泊費がこれより下回った場合であっても、上記③によらない場合は定額を支給する。

（参考：福岡県）10,900 円の内訳

室料相当額	7,300 円
夕食代	1,500 円
朝食代	700 円
旅行雑費	1,400 円

10,900 円

適格請求書

令和 6 年 8 月 2 日

〒 830-1298
 福岡県大刀洗町大字番多819
 (大刀洗町役場 地域振興課内)

大刀洗マルシェ かてて
 TEL 0942-77-0173
 FAX 0942-77-3063
 登録番号 : T3000020405035

大刀洗町役場 住民課 様

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額 ¥6,000- 円

取引年月日	取引内容	数量	単価 (税込)	適用税率	金額 (税込)
7月12日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000
7月26日	ベビーギフト	1	3,000	10%	3,000

小計	8%	0
うち消費税	10%	6,000
合計	8%	0
合計	10%	545
合計		6,000

【振込先】

みい農協・大刀洗中央支店・普通・0135754
 大刀洗町さくら市場 代表 村田 まみ
 タチアライマナサクライチバダイヒヨウムラタ マミ
 発行責任者・担当者: 村田 まみ (0942-77-0173)

適格請求書

令和 6 年 7 月 31 日

〒 830-1298
 福岡県大刀洗町大字番多819
 (大刀洗町役場 地域振興課内)

大刀洗マルシェ かてて
 TEL 0942-77-0173
 FAX 0942-77-3063
 登録番号 : T3000020405035

(株) 様

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額 ¥140,000- 円

取引年月日	取引内容	数量	単価 (税込)	適用税率	金額 (税込)
令和6年7月16日	枝豆	400	350	8%	140,000

小計	8%	140,000
うち消費税	10%	0
合計	8%	10,370
合計	10%	0
合計		140,000

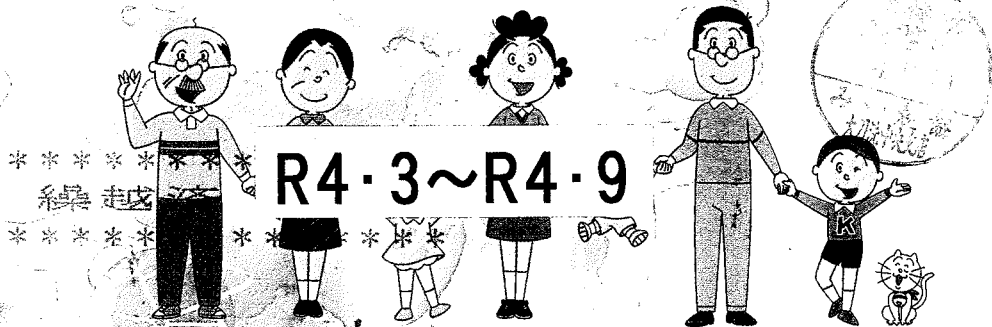
【振込先】

みい農協・大刀洗中央支店・普通・0135754
 大刀洗町さくら市場 代表 村田 まみ
 タチアライマナサクライチバダイヒヨウムラタ マミ
 発行責任者・担当者: 村田 まみ (0942-77-0173)

店舗番号 8656-011 口座番号

大刀洗町さくら市場
代表 村田 まみ 様

普通貯金通帳



利息
走
成

R4-3~R4-9

©長谷川町子美術館

JAバンク
JA・信連・農林中金

店舗番号 8656-011 口座番号

大刀洗町さくら市場
代表 村田 まみ 様

普通貯金通帳

R4-9~R5-9



JAバンク

店舗番号 8656-011 口座番号

大刀洗町さくら市場
代表 村田 まみ 様

普通貯金通帳

R5-9~R6-10

JAバンク
JA・信連・農林中金



出生記念品事業単価契約

住民課（以下「甲」という。）及び地域振興課（以下「乙」という。）は、以下の事項について、総則及び章にしたがい契約を締結する。

1. 事業内容： 令和6年度出生記念品贈呈事業
2. 契約金額： 3,000円/件（税込）
3. 履行期間： （自）令和6年4月1日（至）令和7年3月31日

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

(甲)

大刀洗町長 中山 哲志
(住民課)



(乙)

大刀洗町長 中山 哲志
(地域振興課「大刀洗マルシェ」)



令和6年10月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、甲が、頭書記載事項1の業務を履行することを目的とする。

(対価)

第2条 本契約の対価は頭書記載事項2のとおりとする。

(支払)

第3条 甲は、乙からの請求書を受領後30日以内に、乙に本契約の対価を支払うものとする。

(業務の流れ)

第4条 別途甲乙間で確認された業務仕様書に基づき履行する。

(疑義等の決定)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

業務仕様書

住民課（以下「甲」という。）及び地域振興課（以下「乙」という。）の業務の流れについて以下のとおり行う。

（出生記念品について）

第1条 大刀洗町出生記念品贈呈要綱第3条に基づく対象者に対して「出生記念品」を乙を通して渡す。

（出生記念品の制作について）

第2条 出生記念品を掲載するカタログについて

乙（かてて）が制作し、内容については甲と協議を行う。

2. 内容に変更がある場合は必ず甲乙で協議を行う。

（出品者との協議について）

第3条 乙が制作者との調整を行い、随時協議を行う。

（請求の流れ）

第4条 乙は、月末に大刀洗町出生記念品贈呈要綱第7条にある台帳から対象者を確認し、発生した件数分の請求を甲に行う。

（留意点）

第5条 大刀洗町出生記念品贈呈要綱第8条に基づいて、以下の取り決めを行う。

2. 個人情報の取扱は厳重に注意し、台帳にはパスワードを付与し管理する。また乙は、月初に住民基本台帳抽出依頼を行う。

3. 申請者は大刀洗町出生記念品贈呈要綱第5条に基づいて同意書を甲に提出する。



令和7年5月28日

大刀洗町議会

議長 高橋 直也 殿

佐々木 大輔

記録提出請求書に係る書類提出について

令和7年5月22日付け7大刀議第94号で請求のありました件について、下記の理由により、提出ができません。

記

令和7年4月22日開催の百条委員会の証人喚問においては、白根議員より、令和2年10月26日の東京のかるまる池袋の宿泊証明書の提出及び誰が作ったかの質問に対し、私だと思いと答弁しています。

続いて、ここに泊まったという証明はできるかの質問に対し、混みあっており出せないとホテル側から言われ、自作した。12月にこの宿泊先に行つて、宿泊証明書を取得したと回答しました。

しかし、証人喚問時に配布された資料をよく確認せず回答していました。実際には、令和2年10月22日～23日に私的案件で宿泊した宿泊証明書を取得していました。実際には台東区上野の「サウナ&カプセルホテル北欧」に宿泊していました。宿泊先に確認したところ、4年前の宿泊記録を追うことはできず、宿泊証明を発行することはできないとのことでした。

つきましては、求められている書類を提出することができません。

以上

7大総務第638号
令和7年12月8日

大刀洗町議会

議長 高橋直也 様

大刀洗町長 中山 哲志
(総務課行政係)



記録提出請求について

令和7年12月2日付け7大刀議第563号で請求がありました件(以下、「本件請求という」)について、下記のとおり回答します。

記

1. 回 答 以下の理由により、不提出とします。
2. 理 由 (1)令和6年12月18日に設置された百条委員会の調査対象(本件請求の提出を求める事件)は「公金の支出に関する事務について」とされていますが、百条委員会はこのような一般的包括的な調査はできず、個別具体的な事件に関する調査に限られています。したがって本件請求は調査対象が特定されておらず、それと記録との関連性も不明です。
(2) また必要性も不明です。地方自治法第100条第1項には「当該調査を行うため特に必要があると認めるときは」とあり、本件請求では提出が特に必要な理由が不明です。
(3) 以上のとおり調査対象の不特定、関連性、必要性の不明により、本件請求にかかる記録の提出はできません。

7大総務第711号
令和8年1月19日

大刀洗町議会
議長 高橋 直也 様

大刀洗町長 中山 哲志
(総務課行政係)



記録提出請求（再度）について

令和8年1月9日付け7大刀議第622号で請求がありました件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 回答 提出請求に応じることはできません。
- 2 理由（調査事項の不特定について）
 - (1) 地方自治法第100条第1項に基づく調査権は、議会に職責を遂行するため個別具体的な事務について調査する権限を与えているに過ぎず、一般的包括的な町政全般についての調査権限を与えられていないと解されています（新版松本英昭著 逐条地方自治法第9版改訂版391頁）。

提出を求める事件として、「公金の支出に関する事務の調査」と記載されていますが、これでは事務の範囲、時期、内容が特定されておらず、極めて広義かつ抽象的であり、調査対象が個別具体的に特定されているとは言えません。公金の支出は、人件費をはじめ多数あり、その事務は町政全般に及んでおり、「公金の支出に関する事務の調査」は、行政の一般的・包括的な調査を意味します。これでは地方自治法第100条第1項の調査権限を超えていると解さざるを得ません。
 - (2) また「公金の支出に関する事務の調査」という一般的・包括的調査を許せば、漠然とした探索的調査を許すことになり、二元代表制における行政権の独立を侵害され、対応に追われる職員の日常業務の遅滞を招き、適正な行政運営に支障を来します。
 - (3) 以上のとおり「公金の支出に関する事務の調査」というだけでは調査事項の特定がされていません。

しかも提出請求文書（1）（2）ともに調査開始後の言動・活動に関するものであり、前記不特定な調査事件との関連性はなく、必要性も不明です。
 - (4) 以上により、「公金の支出に関する事務の調査」のための文書の提出請求には応ずることはできません。

以上

7大総務第728号
令和8年1月23日

大刀洗町議会
議長 高橋 直也 様

大刀洗町長 中山 哲志
(総務課行政係)



記録提出請求について

令和8年1月15日付け7大刀議第653号で請求がありました件について、下記のとおり回答します。

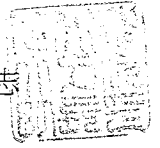
記

- 1 回答 提出請求に応じることはできません。
- 2 理由 (調査事項の不特定について)
 - (1) 地方自治法第100条第1項に基づく調査権は、議会に、職責を遂行するため個別具体的な事務について調査する権限を与えているに過ぎず、一般的包括的な町政全般についての調査権限を与えられていないと解されています。(新版松本英昭著 逐条地方自治法第9版改訂版391頁)。
提出を求める事件として、「公金の支出に関する事務の調査」と記載されていますが、これでは事務の範囲、時期、内容が特定されておらず、極めて広義かつ抽象的であり、調査対象が個別具体的に特定されているとは言えません。公金の支出は、人件費をはじめ多数あり、その事務は町政全般に及んでおり、「公金の支出に関する事務の調査」は、行政の一般的・包括的な調査を意味します。これでは地方自治法第100条第1項の調査権限を超えていると解さざるを得ません。
 - (2) また「公金の支出に関する事務の調査」という一般的・包括的調査を許せば、漠然とした探索的調査を許すことになり、二元代表制における行政権の独立を侵害され、対応に追われる職員の日常業務の遅滞を招き、適正な行政運営に支障を来します。
 - (3) 以上のとおり「公金の支出に関する事務の調査」というだけでは調査事項の特定がされておらず、これに基づく記録提出請求に応ずることはできません。
しかも提出請求記録は、調査開始後の税務署との折衝に関するものであり、前記不特定な調査事件とも関連性はなく、必要性も不明な探索的な記録提出要求と解さざるを得ません。
なお税務処理について結論が出ていない段階での税務署との協議内容は、意思形成過程情報であり、これの開示は行政運営に著しい支障を及ぼすことをご理解ください。
 - (4) 以上により、「公金の支出に関する事務の調査」のための記録の提出請求には応ずることはできません。

7大総務第808号
令和8年3月12日

大刀洗町議会
議長 高橋 直也 様

大刀洗町長 中山 哲志
(総務課行政係)



記録提出請求について

令和8年3月6日付け7大刀議第808号で請求がありました件について、下記のとおり回答します。

記

現在、顧問弁護士と協議中により提出ができません。協議終了後、速やかに回答します。